

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【事業年度】 第14期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社ココペリ

【英訳名】 KokopeIi Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 近藤 繁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区二番町8番地3 二番町大沼ビル4階

【電話番号】 03-6261-4091(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート事業部ゼネラルマネージャー 馬庭 興平

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区二番町8番地3 二番町大沼ビル4階

【電話番号】 03-6261-4091(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート事業部ゼネラルマネージャー 馬庭 興平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	68,942	105,731	185,261	413,671	1,024,249
経常利益又は経常損失() (千円)	52,808	63,684	98,664	21,462	239,180
当期純利益又は当期純損失() (千円)	53,098	63,975	98,954	21,753	253,974
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	83,150	184,450	199,450	269,455	796,230
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 (株)	59,700 11,200	61,700 11,200 13,600	61,700 11,200 15,640	61,700 11,200 15,640 5,510	7,776,680
純資産額 (千円)	56,887	195,513	126,559	244,815	1,552,339
総資産額 (千円)	86,997	234,106	176,006	352,967	1,747,861
1株当たり純資産額 (円)	735.56	1,706.45	47.29	52.33	199.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	889.43	1,045.24	22.91	5.04	41.20
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					37.65
自己資本比率 (%)	65.4	83.5	71.9	69.4	88.8
自己資本利益率 (%)					16.4
株価収益率 (倍)					131.07
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			87,912	12,059	295,717
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			12,923	15,817	17,082
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			25,128	162,254	1,019,204
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			115,353	249,730	1,547,569
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	8 〔2〕	11 〔4〕	20 〔2〕	29 〔3〕	46 〔5〕
株主総利回り (比較指標) (%)	()	()	()	()	()
最高株価 (円)					8,830
最低株価 (円)					3,565

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1株当たり純資産額については、優先株式の発行金額を純資産の部の合計金額から控除して算定しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 2020年7月20日付の取締役会決議に基づいて、A種優先株式11,200株、B種優先株式15,640株、C種優先株式5,510株、及びD種優先株式5,184株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ11,200株、15,640株、5,510株、及び5,184株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てを同日付けで消却しております。
7. 第10期から第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はあるものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であったため記載しておりません。
8. 第10期から第13期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
9. 第10期から第13期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
10. 第10期及び第11期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、第10期及び第11期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
11. 主要な経営指標等のうち、第10期及び第11期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
12. 第12期から第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
13. 第10期から第13期の経常損失及び当期純損失の計上は、業容拡大のため、積極的に開発活動及び人員採用等を行ったこと等によります。
14. 2017年2月16日付で当社株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
15. 2020年10月23日付で当社株式1株につき70株の割合で株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
16. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイトを含む)は年間の平均人員を[]に外数で記載しております。
17. 第10期から第14期までの株主総利回り及び比較指標については、2020年12月18日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
18. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。なお、2020年12月18日をもって同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
2007年6月	東京都練馬区に株式会社ココペリ（資本金600万円）を設立。中小企業向けにバックオフィス業務のアウトソーシングを受けるITサポートサービスを提供開始
2008年9月	本社を東京都渋谷区に移転
2010年7月	本社を東京都港区に移転
2011年12月	株式会社ココペリインキュベートに社名変更
2014年8月	本社を東京都千代田区麹町に移転
2015年6月	中小企業向け専門家相談プラットフォーム「SHARES（シェアーズ）」をリリース
2016年6月	AI（注）を活用した企業評価アルゴリズム「FAI（ファイ）」を開発
2017年10月	株式会社ココペリに社名変更。本社を東京都千代田区二番町に移転
2018年4月	中小企業向け経営支援プラットフォーム「BigAdvance（ビッグアドバンス）」をリリース
2019年2月	日本ユニシス株式会社と業務提携契約を締結し、「FAI」による中小企業の資金ニーズ予測等を実装したサービス「CoreBAE（コアベイ）」をリリース
2020年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場

（注）Artificial Intelligenceの略称であり、学習・推論・認識・判断などの人間の知的な振る舞いを行うコンピューターシステムを指します。

3 【事業の内容】

(1) ミッション・ビジョン

当社は「企業価値の中に、未来を見つける。」というミッションのもと、「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンを掲げ、中小企業の成長を支援するBtoB・SaaS（注）モデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しております。

（注）Software as a Serviceの略称。サービス提供者がソフトウェア・アプリケーションの機能をクラウド上で提供し、ユーザー側はネットワーク経由で利用する形態のサービスを指します。

(2) 取り巻く環境・背景

中小企業は、日本の企業全体の99.7%を占め、労働市場において、全労働者のうち約70%が中小企業に勤めており（「2016年経済センサス」総務省・経済産業省）、現在の日本経済を支えているだけではなく、将来の日本経済においても重要な存在であると当社では考えています。その一方で、中小企業は人材不足や販路開拓のリソース不足、資金不足、事業承継等多くの深刻な経営課題を抱えており、従業員一人当たり付加価値額を表す労働生産性についても大企業の半分以下に留まっています（「中小企業白書2020年版」中小企業庁）。中小企業の労働生産性を10%改善することによる経済効果は18兆円（「2016年経済センサス」及び「中小企業白書2020年版」より弊社独自に算出）とされており、中小企業の成長が地域経済や日本経済に及ぼす効果は小さくありません。

一方、中小企業の成長を支える存在である地域金融機関を取り巻く経営環境も厳しさを増しています。融資を中心とした従来のビジネスモデルでは収益性を保つことが困難な状況であり、中小企業の本業支援等によるコンサルティング業務やDX（デジタルトランスフォーメーション）（注）の実施など、地域金融機関は大きな転換点を迎えていると考えております。そのような状況の中、中小企業が地域金融機関に求めることとして、人材育成やビジネスマッチング（販売先紹介）など事業に対するソリューション提供などが挙げられます（「金融機関の取組の評価に関する企業アンケート調査」金融庁（同庁の委託に基づき帝国データバンクが2018年にアンケート調査を実施））。また、政府の「成長戦略2019」では、中小企業支援機関としての地域金融機関の機能強化が掲げられ、地域を支える金融機関の役割は益々大きくなってまいります。

上記のような「中小企業が抱える課題」と「地域金融機関が抱える課題」をテクノロジーの力で解決していくことで、当社は日本経済の発展に寄与できると考えております。

（注）デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することと定義します。

(3) 事業概要

当社は、日本全国の地域金融機関（2021年3月末時点60社）（注1）と連携し、各金融機関に対してSaaS形式の経営支援プラットフォーム「Big Advance」を主として提供しております。「Big Advance」は、各金融機関の取引先の中小企業に対して、課題解決や成長支援につながる機能を提供しております。地域金融機関及び中小企業のニーズを汲んだサービスの構築を実現しており、2018年4月の「Big Advance」リリース以降も継続的に金融機関及び中小企業のニーズを収集し、PDCAを回すことで、継続的な機能改善及び新機能追加を図ってまいりました。

また、当社では地域金融機関が保有する、取引先に関する各種ビッグデータや、中小企業のソリューション活用の活動ログデータを元にしたAI（人工知能）の研究を行っており、各AIをAPI（注2）で利用可能にしたAIモジュール（注3）「FAI」を開発しております。地域金融機関と中小企業の「Face to Face」の信頼感をベースにし、AIモジュール「FAI」などの先進的な「テクノロジー」を融合させてサービスを提供している点が当社事業の特徴です。地域金融機関と連携して地域の中小企業にサービスを提供することにより、経営支援プラットフォームの活用効果を最大化すると同時に、地域金融機関のビジネス変革を支援するソリューションとしても効果を発揮しており、「Big Advance」に参加する全てのステークホルダーがメリットを享受できるWin-Winのビジネスモデルを構築しています。今後も、「Big Advance」が中小企業の成長、そして地方創生に欠かせないビジネスプラットフォームとなるべく、事業を推進してまいります。

なお、当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略し、サービス別に記載しております。

（注）1．例外として1社のみ事業会社が含まれます。なお、当該企業はある特定の地域の複数の金融機関より出資された組織を株主に有し、当該金融機関の取引先企業が「Big Advance」を利用し、当該金融機関がその取

引先企業を集客する観点で、他の地域金融機関と特段変わりはありません。

2. Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェアコンポーネントが互いにやり取りするために使用するインターフェースの仕様を指します。APIを活用することにより、ソフトウェアの機能を共有することが可能となります。
3. モジュールとは、ソフトウェアを構成する機能のことであり、仕様が規格化・標準化された個々の構成要素をいいます。

(4) サービス概要

中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」

当社は地域金融機関と連携し、中小企業の経営支援プラットフォーム「Big Advance」を金融機関ごとに「Big Advance」という名称で提供し、各金融機関がそれぞれの取引先中小企業に対してサービスを提供しています。金融機関ごとにサービスを展開するものの、各金融機関の取引先の枠を超えて全国の会員企業の情報を連携していることから、地域や金融機関の枠を超えて会員企業同士の新しいビジネスが創出されるなどのネットワーク効果を発揮し、「Big Advance」はこれまでにない形での金融機関による中小企業への経営支援を実現しております。「Big Advance」は「Face to Face」と「テクノロジー」の融合をコンセプトに掲げ、金融機関と会員企業のリレーションをさらに強化し、各金融機関が会員企業に対してより充実した経営支援を可能にするサービスの提供を目指しています。

「Big Advance」では金融機関より、サービス導入時の初期導入費用に加えて、毎月運用・保守費を受領しております。

運用・保守費はサブスクリプション型（継続課金型）であり、金融機関より月額固定形式で受領する収益、金融機関と会員企業との間の月額利用料に対するレベニューシェア方式を採用した収益により構成されています。そのため、金融機関数の増加による収益拡大に加えて、「Big Advance」会員企業数の増加が、当社と金融機関双方の収益の最大化につながるため、win-winの関係を築いております。また、導入金融機関においては、「Big Advance」月額利用料及びマッチング成約手数料等が収益を押し上げると同時に、「Big Advance」を通して中小企業への本業支援を行った結果として、貸出残高の増加に寄与しております。

新規の会員企業の増加に加え、既存の会員企業が継続的に利用し、解約しない限りは、当該利用料が積み上がるストック型の収益モデルであり、新規の会員企業数が解約数を下回らない限り収益は前事業年度を上回ることから、安定的に収益を確保することが可能です。そして会員企業にサービスを継続利用してもらうことで関係性を深め、アップセル・クロスセル（注）による更なる収益機会の獲得を見込むことができます。

「Big Advance」の基本機能は以下の通りです。中小企業にとって事業及び日常業務の運営に有用な機能が多数搭載されている中で、高価なソフトウェアに対する大きな初期費用をかけずに、月額利用料は3,000円（税抜）と安価な設定にてワンパッケージの機能を提供しており、中小企業にとって導入し易い形で業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を実施することが可能となっております。

- (注) アップセルとは、当社が現在提供している商品やサービスに加えて、質及び金額ともにより上位の商品やサービスを提供し、利用者が現在利用する商品やサービスに代わり上位の商品やサービスを購入することであり、一方でクロスセルとは、利用者が現在利用している商品やサービスに追加して、別の商品やサービスも購入することをいいます。

本書提出日における「Big Advance」基本機能（月額3,000円）は以下の通りです。

機能名	内容
ビジネスチャット	金融機関とチャットで連絡が可能。また社内チャットとしても利用可能。 *社内チャット：ID数は無制限、ルーム数は上限10
ビジネスマッチング	地域や金融機関の枠を越え、会員企業同士すなわち「Big Advance」を導入しているすべての取引先とマッチングが可能
オープンイノベーション	1,300社以上の大手パートナー企業（注1）とのマッチングが可能
福利厚生「FUKURI」	従業員向けクーポンサイト。会員企業は使用するだけでなく、自社も新規顧客を増やすツールとしてクーポンを発行することが可能
ホームページ自動作成	フォーマットに文言を記載するだけで、簡単にホームページの作成が可能 共通ドメインでの多数のサイト運営によりSEO効果（注2）を発揮し、ホームページ6,835件（2021年3月末）を作成

補助金・助成金	毎週更新される全国の補助金・助成金の情報を取得。土業相談を活用することにより、補助金・助成金の申請も可能
土業相談	全国2,414名（2021年3月末）の土業（注3）に24時間相談可能
安否確認	災害時に、従業員の安否確認が可能
事業承継	金融機関へ事業承継の相談が可能
従業員アカウント	従業員用のアカウントを発行することで、ビジネスチャット、福利厚生「FUKURI」、安否確認などの機能を各従業員向けに提供。また、従業員アカウントは無制限に追加可能

- （注）1．当社及び導入金融機関が承認した無料で会員登録を行うことが可能な企業であり、会員企業とのマッチングや情報発信を希望する企業・団体です。上場企業や地方公共団体等が該当します。
- 2．Webサイトが、検索サイトの検索順位の上位に表示されることです。
- 3．土業は、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士の8土業を指します。「SHARES」に参加する全ての土業について、国家資格を保有していることを確認しています。

ビジネスチャット機能により、企業における業務時間の多くを占めるコミュニケーションを効率化し、中小企業の経営課題であった労働生産性の改善を実現していると考えます。また、地域金融機関におけるIT化の遅れ等により電話若しくは対面が基本であった当該金融機関とのコミュニケーションもチャットで行うことができるようになるため、金融機関との情報共有の頻度が増え、一層のリレーション強化に加えて、適切な金融サービスを受けることにつながります。

ビジネスマッチング機能は、会員企業が自社の案件ニーズを入力することにより、他の会員企業から商談依頼を受けたり、他の会員企業へ商談依頼をすることができます。従来、金融機関が行ってきたビジネスマッチングは、その金融機関内における企業同士の案件ニーズのマッチングに留まっておりますが、「Big Advance」では、金融機関を越えて、「Big Advance」を利用している全会員企業の案件ニーズが検索できるため、地域や金融機関の枠を越えた広域マッチングを実現しています。結果として、導入金融機関へのヒアリング等を通じて、従来マッチングの意向を示した企業のうち、実際に面談を実施した企業の割合は、「Big Advance」導入後に向上していることを確認できており、地域金融機関の収益機会の増加に寄与しています。

そのため、新たなビジネスマッチングの機会の創出により、新たな付加価値が創造され企業の業績が向上することはもちろん、地方創生にもつながるものと考えます。

また当社が2015年6月にリリースした土業相談プラットフォーム「SHARES」と「Big Advance」をAPI連携することにより、「Big Advance」を利用する企業が法務、労務、税務などの経営課題をスムーズに土業に相談することが可能になりました。

「SHARES」には弁護士、税理士、行政書士などの8土業が2,414名（2021年3月末）登録しており、企業が見積りを依頼してから、およそ1時間で適した土業を紹介することが可能です。気軽に相談ができる顧問を持たない中小企業にとって、単発で安価に土業に相談し、スピーディーに経営課題を解決できることは非常に重要であり、サービス開始以降順調に利用企業数を伸ばしています（2021年3月末の「Big Advance」会員企業数は49,783社）。

そのほか、「FUKURI」は会員企業の従業員に対する福利厚生に役立つ、旅行やレジャー、グルメ、ショッピング等のお得なクーポンを掲載したサイトであり、2021年3月末時点では1,600件以上のクーポンを登録しており、会員企業の従業員満足度の向上に寄与していると認識しております。

また、ホームページの自動作成機能を活用することにより、15分程度で簡単にスマートフォンに対応したホームページを開設することが可能です。手軽に情報発信することができる上に、共通ドメインで多数のサイトを運営することによりSEO効果を発揮するため、2021年3月末時点では6,835件のホームページ作成に寄与しており、会員企業の認知度向上に貢献しております。

補助金・助成金機能においては、従来は各中小企業が個別に官庁のホームページ等を確認し情報収集する必要があったものの、中小企業に代わり当社が補助金及び助成金に係る情報を官庁より収集し週次で更新していることから、会員企業にとって効率的な情報取得を可能としています。さらに補助金等の申請時に相談したい事項がある場合、「SHARES」を活用することにより、土業への相談も可能です。

「Big Advance」は月額3,000円の価格水準で提供しております。会員企業は月額3,000円で様々な経営支援サービスを利用することができるため、会員企業の発展に貢献できるものと考えています。

なお、2019年3月期から2021年3月期までの当社における「Big Advance」の導入金融機関数、会員企業数の推移は以下の通りです。

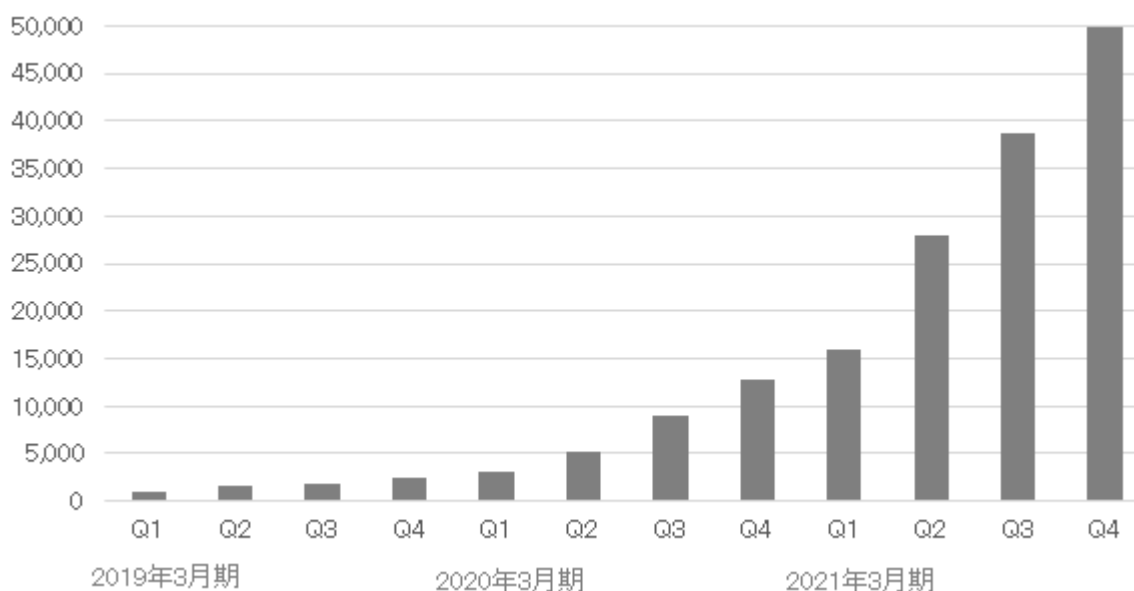
2018年6月末から2021年3月末にかけて、導入金融機関数は1社から60社、会員企業数は1,036社から49,783社と継続的に増加しております。結果として38都道府県（2021年3月末）の導入に至っております。

	2019年3月期				2020年3月期				2021年3月期			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
導入金融機関数(社)	1	1	1	2	8	12	23	26	34	42	57	60
会員企業数(社) (注2)	1,036	1,699	1,923	2,424	3,174	5,271	9,087	12,792	15,999	27,914	38,773	49,783

(注) 1. 導入金融機関数は、「Big Advance」のサービス開始に至っている地域金融機関の社数であり、地域金融機関同様に事業会社1社を含みます。なお、当該企業はある特定の地域の複数の金融機関より出資された組織を株主に有し、当該金融機関の取引先企業が「Big Advance」を利用し、当該金融機関が取引先企業を集客する観点で、他の地域金融機関と特段変わりはありません。

2. 会員企業数は、パートナー企業数(無料会員企業数)を除いた有料会員企業数を指します。

また、2018年4月以降の会員企業数の四半期推移は以下の通りです。



AI(人工知能)モジュール「FAI」について

「FAI」は、企業の様々なビッグデータから意味や妥当性を抽出し、最適な結果を分析・予測するAIモジュールの総称です。主にニューラルネットワーク(注1)のアルゴリズムを用いて、精度の高いモデル(特許取得済)(注2)を実装しています。「FAI」の各モジュールは以下の通りです。

モジュール名	出力（アウトプット）の提供先	内容
(a) 企業評価モジュール	金融機関	企業のデフォルト確率や格付劣化確率を算出
(b) レコメンドモジュール	中小企業	企業ごとに、最適なビジネスマッチングニーズ情報を提示
(c) 融資判定モジュール	金融機関	企業の融資可能金額や融資可否を算出
(d) 経営インテリジェンスモジュール	中小企業・金融機関	企業の経営戦略に基づいた経営課題等を提示
(e) OCRモジュール	金融機関	決算書のPDFデータを高い頻度で読み取り

(a) 企業評価モジュール

財務データや口座入出金データ、定性情報から、対象企業のデフォルト確率や、格付が劣化する確率を出力するAIモジュールです。独自のアルゴリズムを開発しており、高い精度を実現しております。

(b) レコメンドモジュール

「Big Advance」のビジネスマッチング機能の中において、企業ごとに最適なマッチング先を提示するAIモジュールです。大量に登録される各社のニーズデータの中から最適なニーズを検索する手間を省き、マッチングの質と量を向上させることでより効率的な経営支援が可能になります。

(c) 融資判定モジュール

財務データや口座入出金、定性情報から、対象企業に対する融資可能金額や融資可否を出力するAIモジュールです。金融機関が保有する企業の口座入出金データから融資可能な金額を算出するため、中小企業は決算書を提出する必要がなくなることに加え、よりリアルタイムに近い業況にて融資審査を受けることが可能となります。

(c) 資金ニーズ予測モジュール

財務データや口座入出金データ、定性情報から、企業の借入ニーズを予測するAIモジュールです。金融機関において、企業の借入ニーズを精度高く把握することができるため、中小企業は最適なタイミングで金融機関からの融資提案を受けることが可能となります。

(d) 経営インテリジェンスモジュール

財務データや口座入出金データ、定性情報から、企業の経営課題の提示や類似企業を抽出するAIモジュールです。出力された経営課題を金融機関あるいは中小企業に提示することにより、早期の課題発見と課題解決を実現します。

(e) OCRモジュール

企業の決算書をOCRを使って高い精度で読み取るAIモジュールです。金融機関は企業の与信判断に利用する決算データを効率的に活用することができます。

「FAI」は金融機関向けシステムベンダーである日本ユニシス株式会社が提供する金融機関向け営業支援ツール「CoreBAE」内のモジュールとしても採用されております。さらに、これらの各AIモジュールを「Big Advance」とAPI連携させることにより、独自性の高い経営支援サービスの提供の実現を予定しています。

- (注) 1. 人間の脳の構造を模倣した数理的モデルのことを指します。
2. 特許取得済：特許第6354059号「財務情報分析システム、及びプログラム」
特許第6516309号「財務分析システム及び財務分析プログラム」
特許第6581282号「人工知能を利用した倒産確率算出システム」

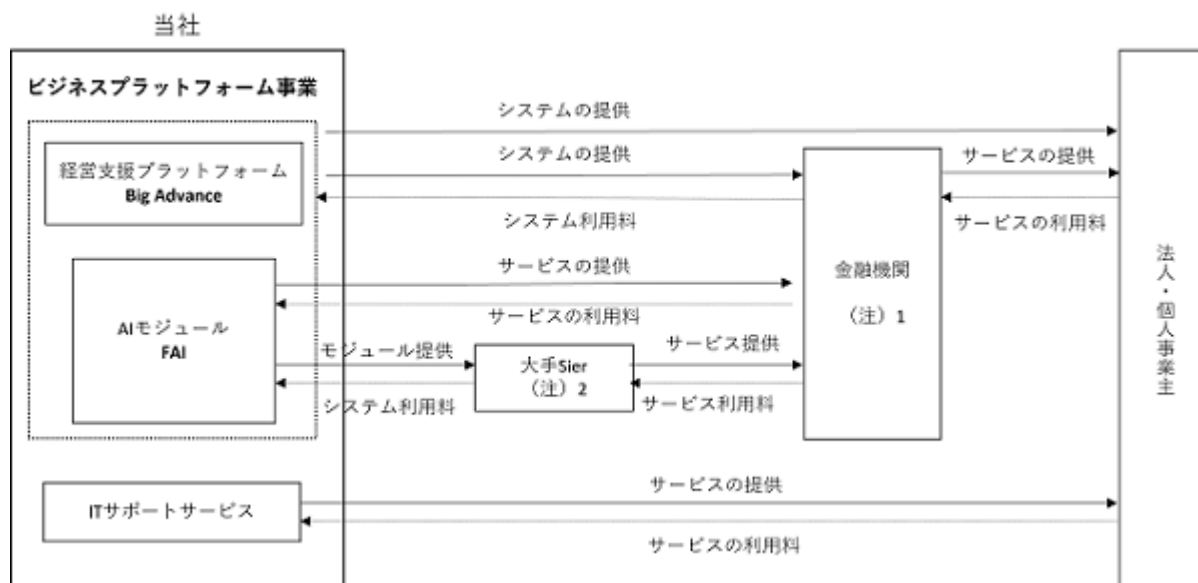
ITサポートサービスについて

士業が効率的に企業を支援できるよう、税理士の業務・顧問先管理ツールや士業事務所などのホームページ作成

等を行なっています。

土業の業務効率化や顧問先企業へのコンサルティング業務に貢献することで、間接的に中小企業の活性化に寄与できるものと考えております。

事業系統図



(注) 1 . 例外として1社のみ事業会社が含まれます。なお、当該企業はある特定の地域の複数の金融機関より出資された組織を株主に有し、当該金融機関の取引先企業が「Big Advance」を利用し、当該金融機関が取引先企業を集客する観点で、他の地域金融機関と特段変わりありません。

2 . システムインテグレーターの意味で、システム開発業務を引き受ける企業のことをいいます。

4 【関係会社の状況】
該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
46 (5)	36.3	1.8	5,745

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイトを含む)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を()内に概数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 前事業年度末に比べ従業員数が17名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「企業価値の中に、未来を見つける。」というミッションのもと、「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンを掲げております。現在、主力サービスである中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の普及と関連するサービスの提供により、中小企業の成長支援や新しい付加価値の創造、労働生産性の向上に貢献してまいります。

(2) 目標とする経営指標

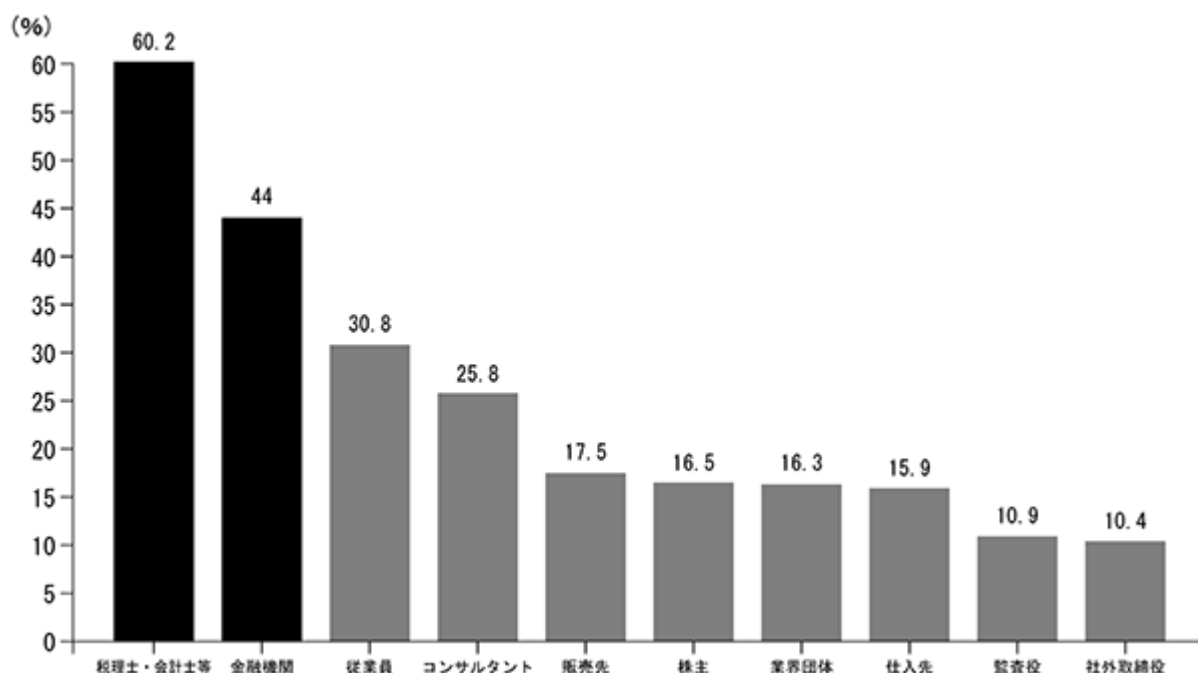
「Big Advance」は金融機関より受領するサービス導入時の初期導入費用に加えて、毎月運用・保守費を受領しております。

運用・保守費はサブスクリプション型（継続課金型）であり、金融機関より月額固定形式で受領する収益、金融機関と会員企業との間の月額利用料に対するレベニューシェア方式を採用した収益により構成されていることから、導入金融機関数や会員企業数、会員企業の解約率（チャーンレイト）を重要指標としております。

(3) 当社の強み

地域金融機関と協業したユニークで強固なビジネスモデル

「Big Advance」は、全国の地域金融機関とパートナーシップを結び展開する、日本で最も裾野の広い中小企業向け経営支援プラットフォームであると判断しております。中小企業の経営支援を実施する上で、金融機関や士業（税理士など）の果たすべき役割は大変重要であり、中小企業がリスクテイク行動（注1）をとるうえで相談する相手の1位が税理士・会計士で60.2%、2位が金融機関で44.0%となっています（注2）。「Big Advance」は、圧倒的な中小企業の顧客基盤を有する金融機関とパートナーシップを結び中小企業へサービスを提供することで、全国の中小企業に対して効率的にサービスを届けることを可能にしました。また、金融機関のサービスとして提供することで中小企業は安心して「Big Advance」の機能を活用することができ、かつ金融機関とのコミュニケーションも増加するため、融資等の金融サービスもスムーズに享受できる可能性が高まります。さらに、「Big Advance」はオンラインで士業に相談できる機能を搭載し、地域金融機関と連携しながら日本全国の士業とのパートナーシップを構築しております。2021年3月末時点で2,414名の士業が「Big Advance」のプラットフォームに参加しています。



(出典：中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」2015年12月、(株)帝国データバンク)

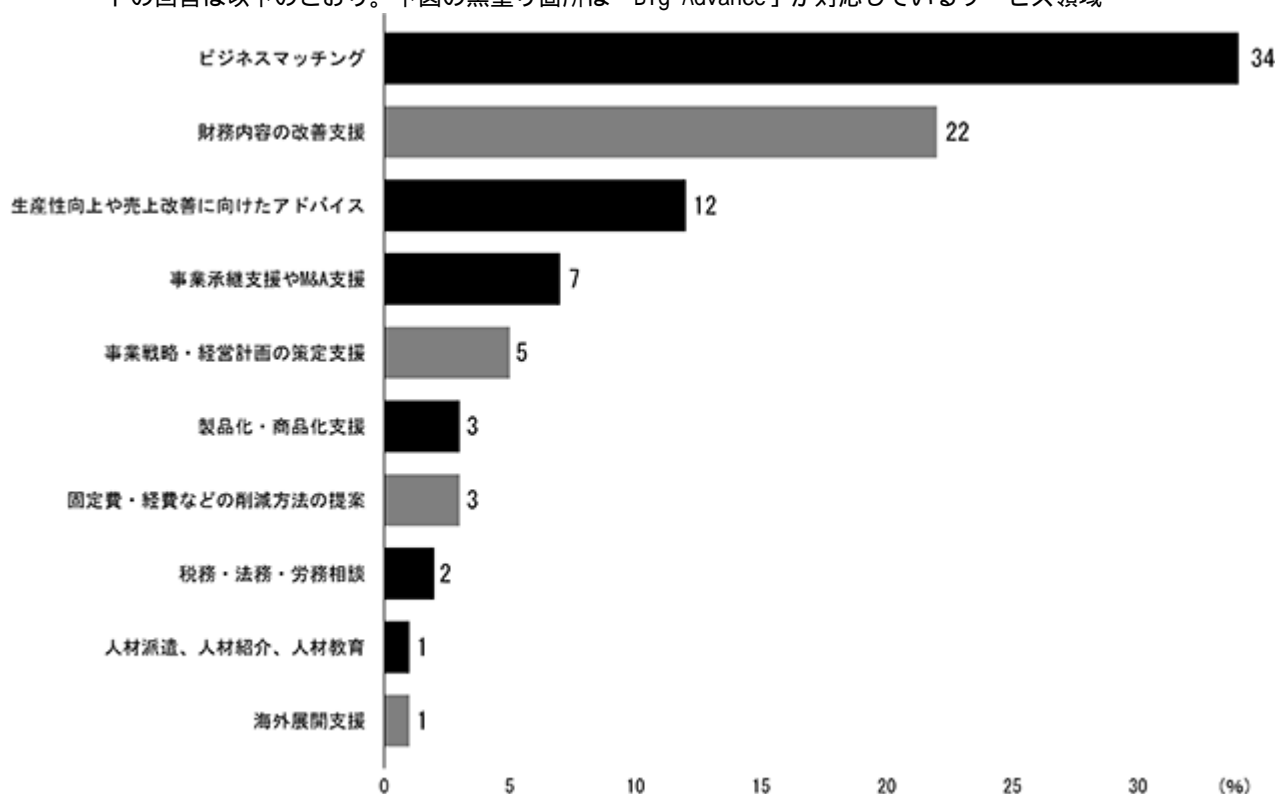
- (注) 1. リスクテイク行動：「2015年度中小企業の成長と投資行動に関する調査報告書（2016年3月、株式会社帝国データバンク）」に記載の通り、ただ闇雲にリスクを取るのではなく、取るべきリスクを選択し収益拡大に資するような行動を指すこととする。
2. 中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査（2015年12月、株式会社帝国データバンク）」

「テクノロジー」と「Face to Face」を融合し、様々な企業ニーズに対応

金融庁が2018年に実施した中小企業向けのアンケート「貴社の売上や収益、利益の改善に寄与した金融機関が提供した代表的なサービスは何ですか？」（注）という問いかけに対し、主な回答項目の10個のうち6つを「Big Advance」はカバーしております。また従来、企業と金融機関とのコンタクト方法は電話が中心でありコミュニケーションコストが非常に高かったところ、「Big Advance」のチャット機能を活用することにより、金融機関と気軽にコミュニケーションをとることができ、経営課題の早期発見・早期解決にも効果を発揮しております。

ビジネスマッチング機能では、これまで企業が金融機関にマッチングを依頼すると、その金融機関内で保有する情報をもとにマッチング候補先を紹介されるためマッチングの成約率に限界がありました。「Big Advance」では、「Big Advance」導入金融機関の全ての取引先のマッチングニーズを企業自ら検索することができるため、マッチング候補先を効率的かつ地域を越えて見つけることが可能となっており、またマッチングの面談依頼とセッティング自体は、金融機関が間に入ってコーディネートする仕組みになっているため、安心して面談を実施できる仕組みとなっております。また「Big Advance」の導入金融機関及び会員企業数が増加することによって更なるネットワーク効果が発揮されます。

(注) 「貴社の売上や収益、利益の改善に寄与した金融機関が提供した代表的なサービスは何ですか？」のアンケートの回答は以下のとおり。下図の黒塗り箇所は「Big Advance」が対応しているサービス領域



(出典：「企業アンケート調査の結果<中間報告>」2018年6月、金融庁)

金融庁、財務局、第二地方銀行協会等からの認知

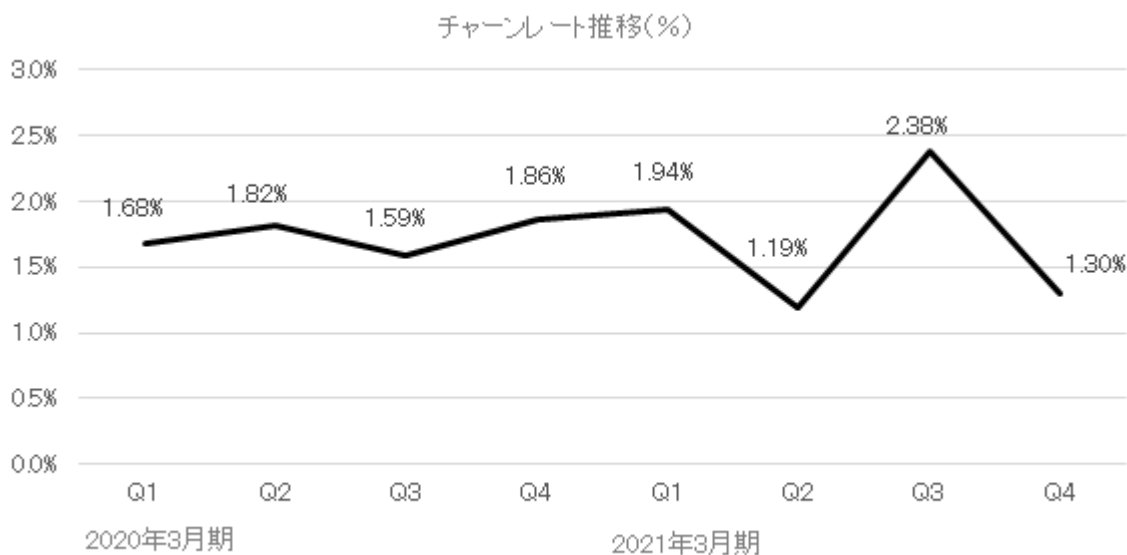
関東財務局東京財務事務所や第二地方銀行協会のセミナー等での講演活動や、「Big Advance」や地域金融機関との協業に関する講演活動を行うとともに、2019年8月に公表された金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプログ्रेसレポート」に地域金融機関との提携例の1つとして、「金融機関広域連携プラットフォームを提供する企業と連携し、地域企業のビジネスマッチングを支援」するサービスとして、当社事例が掲載されており、官公庁や第二地方銀行協会等に対する当社サービスの認知度は向上しているものと考えております。

高い安定性を誇るBtoB・SaaSモデル

当社は、主に中小企業向けサービスをSaaSモデルで提供しており、損益分岐点を超える会員企業数を獲得できた

後は、安定的に収益を計上できることから、外部環境の変化に強く、安定的かつ継続的な収益構造にあります。また、継続率の長期化を目的とした機能改善の開発やカスタマーサクセス等に投資しております。「Big Advance」の会員企業の獲得は、導入金融機関の担当者が推進しており、会員企業は「Big Advance」登録後も活用方法などのサポートを金融機関の担当者から継続的に受けられます。

また活用のサポート活動を通して会員企業のニーズを収集し、すばやくサービスにフィードバックすることで、会員企業が急伸する中においても2020年4月～2021年3月の平均チャーンレート（注）は、1.70%で推移しております。



（注）当月解約企業数÷前月末有料会員企業数で算出したチャーンレートの四半期平均

企業文化

当社では「Deep User In（ユーザーを知り尽くし、ユーザーの期待を超えよう）」、「Commit myself（今、自分にできる最高の仕事をしよう）」、「Big & Speedy（大胆な方針を立て、素早く実行しよう）」、「Team is Great（一人ではできないことを成し遂げよう）」という4つの行動指針を共通の価値観として大切にしています。その結果、メンバーは高い自律性と専門性を発揮しながらも強いチームワークを持ち、AIを始めとする先進的なテクノロジーを追求しながら、利用企業が使いやすい温もりのあるサービスの開発・提供に取り組んでおります。

（4）経営環境

国内経済環境としては、少子高齢化を背景とした労働力不足が問題視される一方で、政府主導により時間外労働時間の上限引き下げ等の労働法規の改正といった働き方改革が推進される中、労働生産性の向上に向けたソリューションへの期待が高まっているものと認識しております。そのような状況の中、当社が事業展開する「国内ソフトウェア市場」はこれまで大きな成長を果たしてきており、今後も引き続き成長が見込まれる市場として注目を集めております。2018年7月に公表されたIDC Japan株式会社「国内ソフトウェア市場予測2018年～2022年」によれば、2017年の実績は前期比5.8%増の2兆8,579億円に達しており、2017年から2022年の年間平均成長率は4.5%であり2022年には3兆5,694億円に達するものと見込まれます。また協業パートナー先である金融業界においても、国内のFinTechエコシステム関連IT支出は、2018年に419億円、2022年には1,681億円に拡大すると予想されています（注）。

一方で、現在わが国をはじめ世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響で、各国で経済活動が強く制限されており、わが国の中小企業においても消費の急激な落ち込みの影響を甚大に受けているものと考えられます。このような状況の中、当社の経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、インターネット上でビジネスマッチングなどの機能を利用できるなど非対面サービスであること、また地域や金融機関の枠を超えて全国の会員企業とビジネスを創出することができること等において優位性を発揮するとともに、中小企業の経営支援により効果を発揮するものと認識しております。

しかしながら、今後の状況によって、経済活動自体が減速することとなった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があり、今後の経営環境の変化を注視していく必要があるものと考えております。

(注) IDC JAPAN「FinTechエコシステム関連IT支出額予測2017年～2022年」

(5) 中長期的な経営戦略

ユーザー基盤の更なる拡大

当社のビジネスモデルの大きな特徴ですが、「Big Advance」の会員企業獲得は、導入金融機関の各支店の担当者が推進しており、会員企業数はサービスリリース以来順調に拡大しております。当社としては、これまで金融機関の各支店の担当者の会員獲得推進サポートとして、担当者向け研修や同行訪問等を実施しております。

2019年6月から半年に1回「BAカンファレンス」と称し、導入金融機関の「Big Advance」推進担当者が一堂に会し金融機関の枠を超えて情報交換をできる機会を設けております。また2019年10月には、カスタマーサクセス事業部を立ち上げ、「Big Advance」の管理画面の使い方の指導や成功事例の共有等を実施し、各金融機関の更なる顧客獲得の推進に努めております。

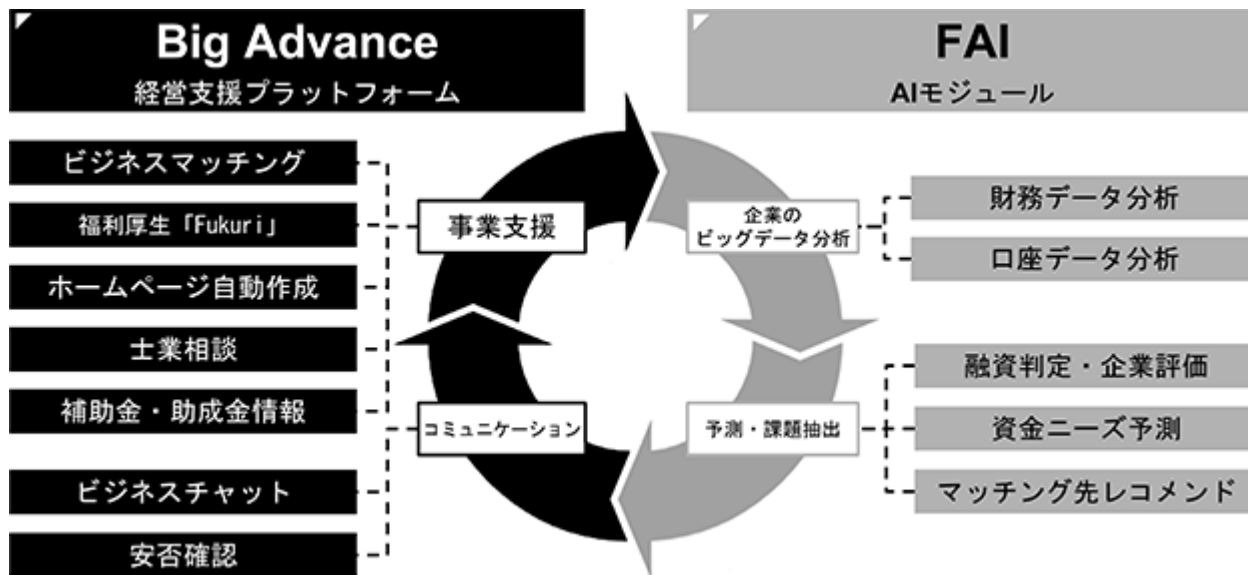
2018年4月に横浜信用金庫をパイロットユーザーとしてサービス開始以降、金融機関の担当者及びカスタマーサクセス事業部を通じて、金融機関及び会員企業のニーズを即時に収集し、開発現場への即時共有を徹底することで、顧客である金融機関及び会員企業のニーズにあったUI・UXの改善及び各種機能の拡充等を図ってまいりました。結果、隔週単位でバージョンアップを実施し、サービス開始以降は3,500箇所以上(2021年3月末)の機能改善の実施を実現しております。

今後もさらに導入金融機関との連携を深め金融機関あたりの会員企業数の拡大を図ると同時に、サービスの認知度向上、機能強化に努めて、新たな導入金融機関及び会員企業の開拓を図ってまいります。

データ活用による高付加価値化と機能拡充

現在「Big Advance」には、「FAI」のビジネスマッチングのレコメンドモジュールが搭載されており、企業におすすめのマッチング情報を表示しています。当社は、これまで数多くの金融機関とPOC(注)を実施し、独自のAIアルゴリズム「FAI」を開発してきました。金融機関が保有する膨大な金融データやプラットフォーム上で蓄積されるビッグデータを活用し、企業の状況に最適化された分析結果をリアルタイムに算出します。

今後、金融機関に提供しているAI企業評価アルゴリズムの搭載や、金融機関の勘定系システムとAPI連携することにより、従来から提供している金融サービスのデジタルトランスフォーメーションDX(デジタルトランスフォーメーション)を実現していくことで、会員企業のさらなる利便性向上を目指します。この連携を行うことにより、例えば企業が融資を申し込む際に、「Big Advance」上からオンラインで融資申込みができ、金融機関は「FAI」を活用することにより、審査期間の短縮を図ることが可能となります。また、金融機関が保有する企業の財務データや口座データ等を企業側の「Big Advance」上に表示することにより、企業の経営改善の重要指標として活用いただく等、収集したデータをAIモジュール「FAI」で分析し、より価値のあるアウトプットへ変換することも可能となります。

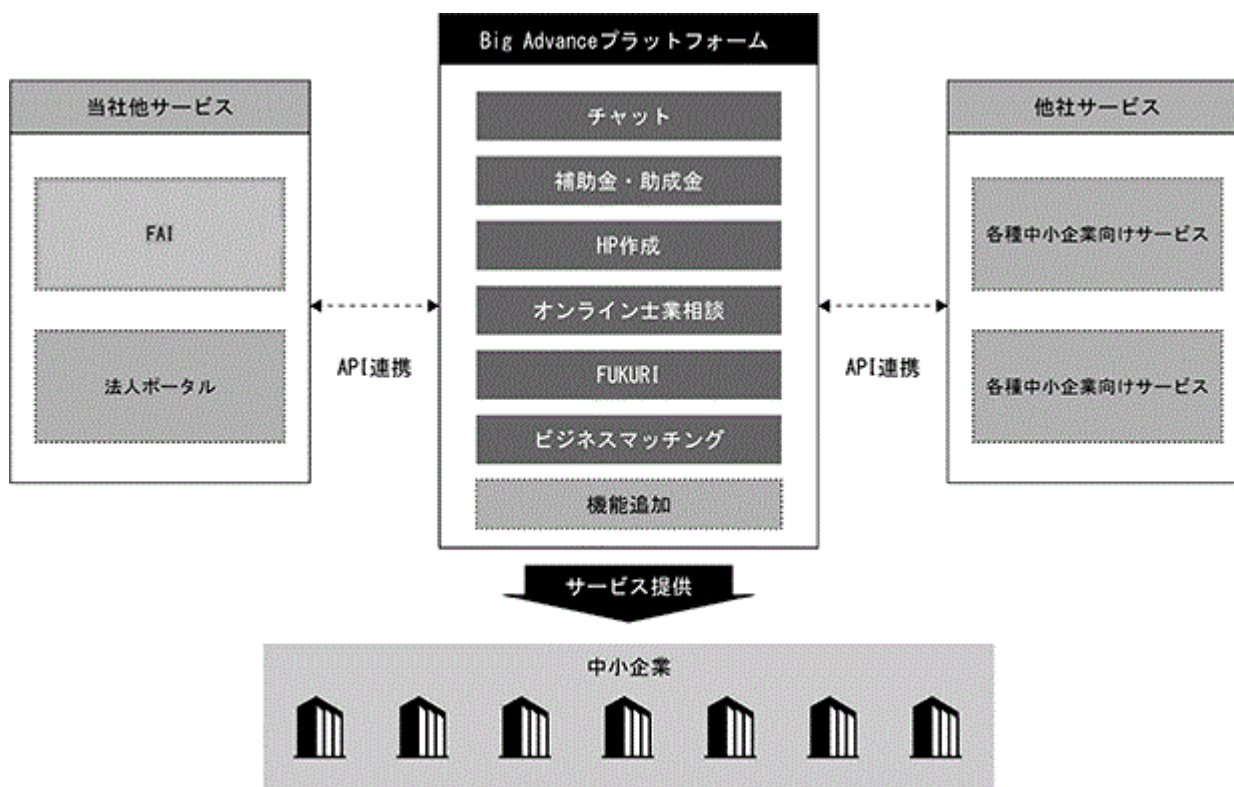


(注)POC：Proof of Conceptの略称。新しい概念や理論、原理、アイデアの実証を目的とした、試作開発の前段階における検証やデモンストレーションを指します。

収益力向上とオープン戦略

今後、様々な新機能・オプション機能を「Big Advance」に追加することにより、収益力の向上を図ります。オプション機能としては、2020年10月に、従前は会員企業においてビジネスマッチングやホームページ自動作成などの全機能を利用できる権限を有するユーザーは1ユーザーであったものの、月額200円で1ユーザーを追加できる機能をリリースしております。

また「Big Advance」をAPI公開することにより、当社の他サービスに加え、他社サービスとの連携を進め、企業の様々なニーズにスピーディーに対応できる中小企業向け経営支援プラットフォームの構築を進めてまいります。



(6)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

情報管理体制の強化

当社が提供するサービスは、ビジネスの根幹となるインフラ機能であり、また機密性の高い情報を多く扱っているため、セキュリティの確保や情報管理体制の継続的な強化をしていくことが重要であると考えております。現在個人情報保護方針及び情報セキュリティ基本方針に基づき、情報管理を徹底しておりますが、今後も継続して自社による監視体制のみならず、外部業者による脆弱性の確認等を継続的に実施し、情報管理体制の強化・整備を行ってまいります。

優秀な人材の確保と育成

当社の持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、組織体制等を強化していくことが重要であると捉えております。当社の経営理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築、研修体制の充実等に取り組んでまいります。

システムの強化

当社はインターネット上でサービスを提供しており、システムの安定的な稼働が必要不可欠となっております。自然災害や事故等により、通信トラブルが生じた場合、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があるため、当社では、システムの安定性確保のための人員確保、教育・研修の実施等を継続して努めてまいります。

利益及びキャッシュ・フローの創出

当社の収益の中心は、サブスクリプション型のビジネスモデルであり、継続してサービスが利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下しており、今後も中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めて参ります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（特に重要なリスク）

システムトラブルについて

当社が展開する事業は、インターネットを介してサービスを提供する形態であり、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼします。

また、当社のサービスは、外部クラウドサーバAmazon Web Services社が提供するサービス（以下、「AWS」という。）を利用して提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。

これまでのところ、当社においてAWSに起因するサービスの停止やトラブル等は起こっておりませんが、システムエラーや人為的な破壊行為、自然災害等の当社の想定していない事象の発生によりAWSが停止した場合には、顧客への損害の発生やサービスに対する信頼性の低下などにより、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社ではAWSが継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整備しております。AWSは、FISC安全対策基準（注）を満たす安全性を備えております。

（注）FISCとは、金融庁が金融機関のシステム管理体制を検査する際に使用する基準のことを指します。

情報セキュリティ及び個人情報等の漏洩について

当社事業においては、個人情報や機密情報が含まれているデータ等を大量に取り扱っております。また、AI企業評価アルゴリズム「FAI」を開発・提供するにあたり、金融機関や顧客から取得した機密情報を含むデータを用いて人工知能の学習を行うことがあります。

万が一、こうしたデータの情報漏洩、改ざん、または不正使用等が生じた場合、もしくは何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、顧客への損害賠償やサービスに対する信頼性の低下などにより、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する可能性は高くないと認識しております。

当社におきましては、2015年8月にプライバシーマークを取得し、さらに情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2014）「ISO 27001」の認証を取得し、当該公的認証に準拠した体制を整備しており、情報管理の重要性を周知徹底するべく役職員に対し研修等を行い、情報管理の強化を図っております。また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止についても体系的な対策を講じております。なお、万一の場合に備え、サイバー保険を付保しております。

特定サービスへの依存について

当社は「Big Advance」を主力サービスと位置付けており、経営戦略上今後も当該サービスを主軸とした事業展開に注力していく方針であります。

国内外の経済情勢や技術革新等による事業環境の変化や当社サービスの競争力低下が生じた場合には、経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社が事業を展開する国内ソフトウェア市場は継続的に拡大していることに加え、クラウド関連市場は近年急速に拡大しており、今後も当該サービスは一層拡大していくものと考えております。さらに当社におきましては、「Big Advance」を魅力的なサービスとして提供し続けるべく、継続的なユーザビリティの改善や独自のAIアルゴリズムを活用した機能強化の実施、新技術の積極的な投入や創造的な職場環境の整備、及び研究開発活動の推進等に努めてまいります。

（重要なリスク）

法的規制等について

当事業においては、主として「電気通信事業法」及び関連法令等の規制を受けており、届出電気通信事業者としての届出を実施しており、ユーザーの通信の媒介にかかる通信の秘密の遵守等が義務付けられております。なお、当該届出について有効期限の定めはございません。

また、当事業に関連するFinTech領域では、「銀行法」の改正が行われるなど、新たなサービスに関する法令整備が進んでおり、今後新たな法令等が成立することで追加の規制を受ける可能性があります。現時点では特段認識しているものではありませんが、今後既存の規制への抵触あるいは何らかの新たな規制による当事業運営への影響が生じる場合は、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、法務コンプライアンス部門を設置し、さらに顧問弁護士等とも連携し、最新の情報を収集しております。法的規制等への対応が必要となった場合には、法務コンプライアンス部門を中心に、適切な対応をとれる体制を整備しております。

協業パートナー先である金融機関との連携について

当社は、「Big Advance」を導入済みの地域金融機関とパートナーシップを結んで事業展開をしており、本書提出日現在において40社を超える金融機関と連携してそれぞれ「Big Advance」を提供しております。当社は全国の地域金融機関を通じて「Big Advance」の会員企業を増加しております。現時点での特段の懸念事項は生じておりませんが、今後において金融機関の戦略等の変更あるいは金融機関における会員企業の開拓に係る何らかの支障が生じた場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、金融機関の枠を超えた情報交換の場である「BAカンファレンス」を半年ごとに実施する等金融機関との関係を強化するとともに、一部の金融機関とは資本業務提携をするなど良好な関係を維持継続できるよう努めております。

競合について

当社が事業を展開する国内ソフトウェア市場においては、サービスを提供する企業が多数参入していることに加え、クラウド関連市場は、近年急速に拡大している分野であるため、さらに多数の競合企業が参入する可能性があります。全国の金融機関を通じて会員企業を拡大する当社のビジネスモデルは参入障壁が高く、競合企業が参入することは困難であると認識しております。

競合企業の競争力向上や競合環境の変化にともなって、当社における十分な差別化が困難となり競争力が低下した場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、「Big Advance」を導入済みの地域金融機関とパートナーシップを結び、独自の開発ノウハウを活用したサービスを提供することにより、市場における優位性を構築してまいりました。今後も継続的にユーザービリティの改善や独自のAIアルゴリズムを活用した機能強化を実施していくことにより、サービスの競争力の維持向上に努めてまいります。

技術革新について

当社の事業に関連するクラウドサービス及びAIを取り巻く技術革新のスピードは大変速く、技術革新への対応が遅れた場合は、想定外の開発費等の費用が発生し、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社はこうした技術革新に対応できるよう、新技術の積極的な投入や創造的な職場環境の整備、研究開発活動の推進等を行っていく方針であります。

既存ユーザー企業の継続率及び単価向上について

当社サービスは、サブスクリプション型のビジネスモデルであることから、当社の継続的な成長には、新規会員企業の獲得のみならず、既存会員企業の維持が重要と考えております。

しかしながら、当社サービスの魅力の低下、競合他社に対する競争力の低下、顧客ニーズに合致しない等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となった場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社では、既存会員企業の維持については、機能の追加開発やサポートの充実により、継続率の維持・向上を

図っております。

人材の確保と育成について

当社が今後更なる成長を成し遂げていくためには、優秀な人材の確保と育成を重要課題の一つであると位置付けております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な社員を十分に採用できない場合や、採用後の育成が十分に進まなかった場合には、当社の事業拡大の制約となり、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、当該リスクは一定程度予見が可能であり、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社では、質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上にあたっては、テクノロジー部門を中心に極めて高度な技術力を有する人材が要求されていることから、優秀な人材を積極的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用・育成も同時に進めていく必要性を強く認識しており、そのための風土づくりや、人事制度、福利厚生 の充実などに努めております。

横浜信用金庫との提携等について

当社主力サービスである「Big Advance」の商標権は、2018年4月の「Big Advance」リリース時に最初に導入した金融機関である横浜信用金庫（以下、「同社」という）と共同で保有しており、今後も共同保有を継続する予定であります。なお、同社との間では商標権共有に関する覚書を締結しておりますが、当社は、「Big Advance」の商標の使用及び金融機関に対する通常実施権の設定について制限を受けることがないことから、現時点で特段の懸念事項等は生じておらず、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、顕在化する蓋然性は極めて低いと認識しております。

また、当社は「Big Advance」における導入金融機関数を拡大するにあたり、当社と同社との間で金融機関での「Big Advance」展開の促進を図ることを目的として、業務連携契約を締結し、同社より他の金融機関で利用可能な「Big Advance」のパナー広告や会員企業向けの連絡文書等のコンテンツの提供を受け、当社よりその使用料を支払っております。現時点で特段の懸念事項等は生じておりませんが、万が一両社の関係性が悪化した場合には、契約破棄により一時的に「Big Advance」のコンテンツ作成及び提供に影響が生じる可能性があります。両社の関係は極めて良好であることから、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、顕在化する蓋然性は極めて低いと認識しております。

今後も当社は「Big Advance」を魅力的なサービスとして提供し続けるべく、当社としてユーザビリティの改善等サービスの継続的な拡充を進めるとともに、同社とも良好な関係を維持してまいります。

自然災害・感染症等について

地震や台風等の自然災害、未知のコンピュータウイルス、テロ攻撃、システムトラブル又は伝染病といった想定を超える自然災害や事故が発生した場合、当社が保有する設備の損壊や電力供給、インターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、当該リスクの蓋然性を見通すのは困難であります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関しては、当社は全国の地域金融機関を通じて会員企業を増加しておりますが、感染拡大の影響による地域金融機関の臨時休業および外訪の制限等により、営業活動が低迷する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、感染拡大への対策として、従業員への検温や不要不急の外出禁止依頼、手洗い、マスク着用の励行、発熱があった際の出社禁止等の対応を実施しております。それでも従業員への感染が発生した場合は、本社を閉鎖し、消毒作業の実施が必要となる可能性があります。

さらに、当社では予測が不可能かつ突発的な自然災害や事故等に備え、サービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視、従業員安否確認手段の整備、オフィスでの備蓄食料の確保等トラブルの事前防止又は回避に努めております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ1,341,375千円増加し、1,664,040千円となりました。これは主に、2020年4月に実施した第三者割当増資等に加え、2020年12月18日に東京証券取引所マザーズへ新規上場したことに伴う、公募による募集株式発行の手取額の入金等により、現金及び預金が1,297,839千円増加したこと、及び営業活動に関わる収入の増加により売掛金が47,839千円増加した一方で、未納品案件の減少により仕掛品が5,826千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産合計は、前事業年度末に比べて53,518千円増加し、83,820千円となりました。これは主に、資産除去債務の計上により差入保証金が2,829千円減少した一方で、「Big Advance」の開発費用11,365千円をソフトウェア仮勘定として計上したこと、及び税効果会計の適用により将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対し、繰延税金資産を45,138千円計上したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ110,845千円増加し、195,521千円となりました。これは主に、業務委託スタッフの増加に伴う外注費及びサーバー等の開発環境の増強を行ったことによる通信費の増加等に伴う未払費用の増加42,721千円、並びに営業黒字に転じたことによる未払法人税等の増加42,353千円、課税売上の増加による未払消費税等の増加30,629千円によるものです。

(固定負債)

当事業年度における固定負債合計は、取引金融機関への借入金の全額を返済したことにより、長期借入金残高が無くなり、前事業年度末に比べて23,486千円減少しました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べて1,307,524千円増加し、1,552,339千円となりました。これは主に、当期純利益253,974千円を計上したことに加え、2020年4月に実施した第三者割当増資等により資本金及び資本準備金がそれぞれ200,301千円増加したこと、2020年12月の当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う新株発行等により資本金及び資本準備金がそれぞれ322,588千円増加したことによるものです。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、日本国内においても企業収益や雇用環境は大幅に悪化しました。2020年5月の緊急事態宣言解除後は徐々に経済活動は回復の兆しが見られたものの、再び感染拡大傾向に転じ、依然として厳しい経済環境が続いております。

そのような状況下、当社は、中小企業向けの経営支援プラットフォーム「Big Advance(ビッグアドバンス)」を提供し、日本全国の地域金融機関と連携し、各金融機関の取引先の中小企業に対して、課題解決や成長支援につながるソリューションを提供しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、金融機関での営業活動が抑制される中、金融機関と連携しオンラインを活用した中小企業向けのセミナーや、より効率的に営業活動を行うための組織体制の構築なども行い、売上向上に努めて参りました。

さらに、金融機関や中小企業会員からの機能改善要望を随時収集することや、データに基づくPDCAを行うことで、細かな改善を継続的に実施し、チャーンレートの低下に努めて参りました。

また、企業のビッグデータから最適な結果を分析・予測するAIモジュール「FAI」や、経営支援サービス「ITサポートサービス」の提供を通して、一貫して中小企業のDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現を支

援してまいりました。

当社が提供する経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、新型コロナウイルス感染症の影響により企業のDX化の推進が加速される中、地域を超えて全国の企業とオンラインでビジネスマッチングが可能な点、取引金融機関とチャットでのコミュニケーションが可能な点、及び社内チャットとして社内のコミュニケーションツールとして活用できる点、全国の補助金・助成金の情報を検索できる点などにおいて優位性を発揮し、導入する金融機関数及びその顧客である中小企業会員数を順調に増加させており、2021年3月末時点の導入金融機関数60社、会員企業数49,783社となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,024,249千円（前年同期比147.6%増）となり、営業利益（は損失）は251,652千円（前年同期は 21,240千円）、経常利益は239,180千円（前年同期は 21,462千円）、当期純利益は253,974千円（前年同期は 21,753千円）となりました。

なお、当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,297,839千円増加し、1,547,569千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は295,717千円（前事業年度は12,059千円の使用）となりました。これは主に、「Big Advance」の新規導入金融機関及び会員企業数の増加により売上債権が47,839千円増加した一方で、税引前当期純利益239,180千円を計上したこと、業務委託スタッフの増加やサーバー等の通信費の増加による未払費用の増加額が42,721千円になったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は17,082千円（前事業年度は15,817千円の使用）となりました。これは主に、従業員の増加により業務用及び開発用パソコンを購入したことによる有形固定資産の取得による支出6,425千円、及び「Big Advance」の開発による無形固定資産の取得による支出11,365千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により得られた資金は1,019,204千円（前事業年度は162,254千円の収入）となりました。これは主に、取引金融機関への長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の返済による支出32,058千円があった一方で、2020年4月に実施した第三者割当増資及び2020年12月の当社株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う株式の発行による収入1,043,042千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（%）
ビジネスプラットフォーム事業	1,024,249	247.6

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

また、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 財政状態の分析・検討内容

前項「(1) 経営成績等の状況 財政状態の状況」をご参照ください。

b 経営成績の分析・検討内容

(売上高)

売上高は、既存サービスの機能強化及び新規顧客の開拓などに努めたことにより、当社が提供する中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、2021年3月末における導入金融機関数60社（前年同期比34社増加）、その顧客である中小企業の会員登録がなされた会員企業数49,783社（前年同期比389.2%増）、解約率1.70%（2020年4月～2021年3月の平均）と目標とする2%以内に収まっており、順調に拡大した結果、1,024,249千円（前事業年度比147.6%増）となりました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は386,874千円（前事業年度比102.6%増）、売上総利益は637,374千円（前事業年度比186.2%増）となりました。主な要因は、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の売上増加に伴う、システム開発等を委託するための外注費の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は385,722千円（前事業年度比58.1%増）、営業利益は251,652千円（前事業年度は21,240千円の営業損失）となりました。主な要因は、業容拡大のための営業及びコーポレート部門の人員増強による人件費及び採用教育費の増加によるものであります。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は387千円（前事業年度比277.5%増）となりました。主な内容は、業務受託料であります。また、営業外費用は12,860千円（前事業年度比3,850.3%増）となりました。これは主に、一時的な上場関連費用及び株式交付費を計上したことによるものです。以上の結果、経常利益は239,180千円（前事業年度は21,462千円の経常損失）となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度において特別損益は発生しておらず、法人税、住民税及び事業税を30,344千円（前事業年度比10,354.0%増）、法人税等調整額45,138千円を計上した結果、当期純利益は253,974千円（前事業年度は21,753千円の当期純損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

前項「(1) 経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

b 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な資金流動性を安定的に確保することを基本方針としております。当社における主な資金需要は、エンジニア部門・営業部門に係る人件費・採用費、サーバーなどの通信費を含めた運転資金であります。今後も営業活動によるキャッシュ・フローの増加を図ることを中心としながらも、資金需要の必要性に応じて金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等外部資金の活用を含め、最適な方法による資金調達を行う予定であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、提供するサービスの付加価値向上及び新サービスの開発を目的として開発活動を行っておりますが、当事業年度において研究開発費の計上はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、業務の効率化、サービスの品質・競争力の向上等を目的として、継続的に投資を行っております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度は、業務用のパソコン等の工具・器具備品の取得等で6,632千円、ソフトウェアに11,365千円の投資を行いました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は17,997千円となりました。

当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及 び備品	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備	8,389	9,201	11,365	28,956	46 [5]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイトを含む）は年間の平均人員を [] に外数で記載しております。
4. 本社の建物は貸借しており、その年間賃貸料は19,098千円であります。
5. 当社は、ビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,860,000
計	27,860,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,776,680	7,986,680	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	7,776,680	7,986,680		

(注) 提出日現在の発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権 2014年6月14日臨時株主総会決議

決議年月日	2014年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取引先 1
新株予約権の数(個)	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 28,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8 資本組入額 4
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2021年5月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2017年2月16日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合)前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない(ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。)

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社乃設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

第2回新株予約権 2015年4月10日臨時株主総会決議

決議年月日	2015年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取引先 1
新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年5月1日 至 2025年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2021年5月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2017年2月16日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合)前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない(ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く)。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換に

つき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

第3回新株予約権 2017年6月28日定時株主総会決議（2017年6月28日及び2017年12月11日開催の取締役会決議）

決議年月日	2017年6月28日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取引先 1 当社従業員 2	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	700	250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,000 (注)1	普通株式 17,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	129 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2027年5月31日	自 2020年1月1日 至 2027年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 129 資本組入額 65	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2021年5月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。）

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式

の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間 1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第 4 回新株予約権 2018年 6 月25日定時株主総会決議(2018年10月15日及び2019年 4 月22日開催の取締役会決議)

決議年月日	2018年10月15日	2019年 4 月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4	当社従業員 8 [7]
新株予約権の数(個)	420	555 [255]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,400 (注) 1	普通株式 38,850 [17,850] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	211 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年11月 1 日 至 2028年10月31日	自 2021年 5 月 1 日 至 2029年 4 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 211 資本組入額 106	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

当事業年度の末日(2021年 3 月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2021年 5 月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式 1 株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合)前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社(会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。)の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザー・コンサルタント、その他名目の如何を問わず会

社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第5回新株予約権 2019年7月19日臨時株主総会決議（2019年12月16日及び2020年2月28日開催の取締役会決議）

決議年月日	2019年12月16日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7	当社役員 3 当社従業員 2
新株予約権の数(個)	141	1,130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,870	普通株式 79,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	363 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月17日 至 2029年12月16日	自 2022年3月1日 至 2030年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 363 資本組入額 182	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2021年5月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元

未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年9月30日 (注) 2	A種優先株式 112	普通株式 597 A種優先株式 112	50,400	83,150	50,400	57,450
2017年2月16日 (注) 3	普通株式 59,103 A種優先株式 11,088	普通株式 59,700 A種優先株式 11,200		83,150		57,450
2017年6月30日 (注) 1	普通株式 2,000	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200	1,300	84,450	1,300	58,750
2018年2月14日 (注) 4	B種優先株式 13,600	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200 B種優先株式 13,600	100,000	184,450	100,000	158,750
2018年7月30日 (注) 5	B種優先株式 2,040	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640	15,000	199,450	15,000	173,750
2019年7月30日 (注) 6	C種優先株式 5,510	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510	70,004	269,455	70,004	243,755
2020年4月17日 (注) 1	普通株式 300	普通株式 62,000 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510	225	269,680	225	243,980
2020年4月30日 (注) 7	D種優先株式 5,184	普通株式 62,000 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	200,076	469,756	200,076	444,056

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年8月13日 (注) 8	普通株式 37,534 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	普通株式 99,534	-	469,756	-	444,056
2020年10月23日 (注) 9	普通株式 6,867,846	普通株式 6,967,380	-	469,756	-	444,056
2020年12月17日 (注) 10	普通株式 276,000	普通株式 7,243,380	203,136	672,892	203,136	647,192
2021年1月20日 (注) 11	普通株式 162,300	普通株式 7,405,680	119,452	792,345	119,452	766,645
2021年2月1日～ 2021年3月31日 (注) 1	普通株式 371,000	普通株式 7,776,680	3,885	796,230	3,885	770,530

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 有償第三者割当 発行価格900,000円 資本組入額450,000円
割当先 Fin Techビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、かながわ成長企業投資事業組合、株式会社アドウェイズ、TIS株式会社
3. 株式1株につき100株とする株式分割によるものであります。
4. 有償第三者割当 発行価格14,706円、資本組入額7,353円
割当先 AT- 投資事業有限責任組合、TIS株式会社、株式会社金子事務所、松尾幸一郎
5. 有償第三者割当 発行価格14,706円 資本組入額7,353円
割当先 SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合
6. 有償第三者割当 発行価格25,410円 資本組入額12,705円
割当先 SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合、Fenox Venture Company X,L.P、横浜信用金庫、紀陽リース・キャピタル株式会社
7. 有償第三者割当 発行価格77,190円 資本組入額38,595円
割当先 SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合、日本ユニシス株式会社、Merry Gate ホールディングス株式会社、肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、株式会社仙台銀行、株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング、碧海信用金庫
8. 優先株式の取得及び消却
当社は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
9. 株式1株につき70株とする株式分割によるものであります。
10. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,600円
引受価額 1,472円
資本組入額 736円
11. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 1,472円
資本組入額 736円
割当先 大和証券(株)
12. 2021年3月31日からこの有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が21,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,215,500円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	12	31	75	31	-	2,770	2,919	
所有株式数 (単元)	-	3,466	5,970	11,845	5,081	-	51,368	77,730	3,680
所有株式数 の割合(%)	-	4.5	7.7	15.2	6.5	-	66.1	100.0	

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
近藤 繁	埼玉県所沢市	2,310,000	29.7
森垣 昭	神奈川県横浜市青葉区	476,000	6.1
株式会社東広	東京都渋谷区大山町24-13	357,000	4.6
SV-FINTECH1号投資 事業有限責任組合	東京都渋谷区道玄坂1丁目21-1 渋谷ソ ラスタ15F	291,820	3.8
近藤 淳	愛知県春日井市	280,000	3.6
近藤 正武	愛知県名古屋市緑区	280,000	3.6
松尾 幸一郎	神奈川県横浜市緑区	267,400	3.4
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	209,500	2.7
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	201,300	2.6
TIS株式会社	東京都新宿区西新宿8丁目17-1	188,300	2.4
計		4,861,320	62.5

(注) 前事業年度末現在主要株主であったAT-投資事業有限責任組合、FinTechビジネスイノベーション投資事業有
限責任組合は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社が新たに主
要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,773,000	77,730	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,680		
発行済株式総数	7,776,680		
総株主の議決権		77,730	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年7月20日)での決議状況 (取得期間2020年8月13日)	A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	-
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	-
残存授権株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当社は、2020年7月20日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184			
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数				

(注) 2020年7月20日開催の取締役会決議により、2020年8月13日付で会社法第178条に基づき上記の自己株式を消却しております。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。当社は現在成長過程にあり、内部留保を確保し、事業規模の拡大や収益力の強化のために優先的に投資することが、将来における企業価値の最大化と、継続的な利益還元につながると考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、内部留保の確保とのバランスを考慮した上で実施していくことを基本方針としておりますが、当面は内部留保を優先し、さらなる事業の強化を図っていく方針であります。

配当実施の時期につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

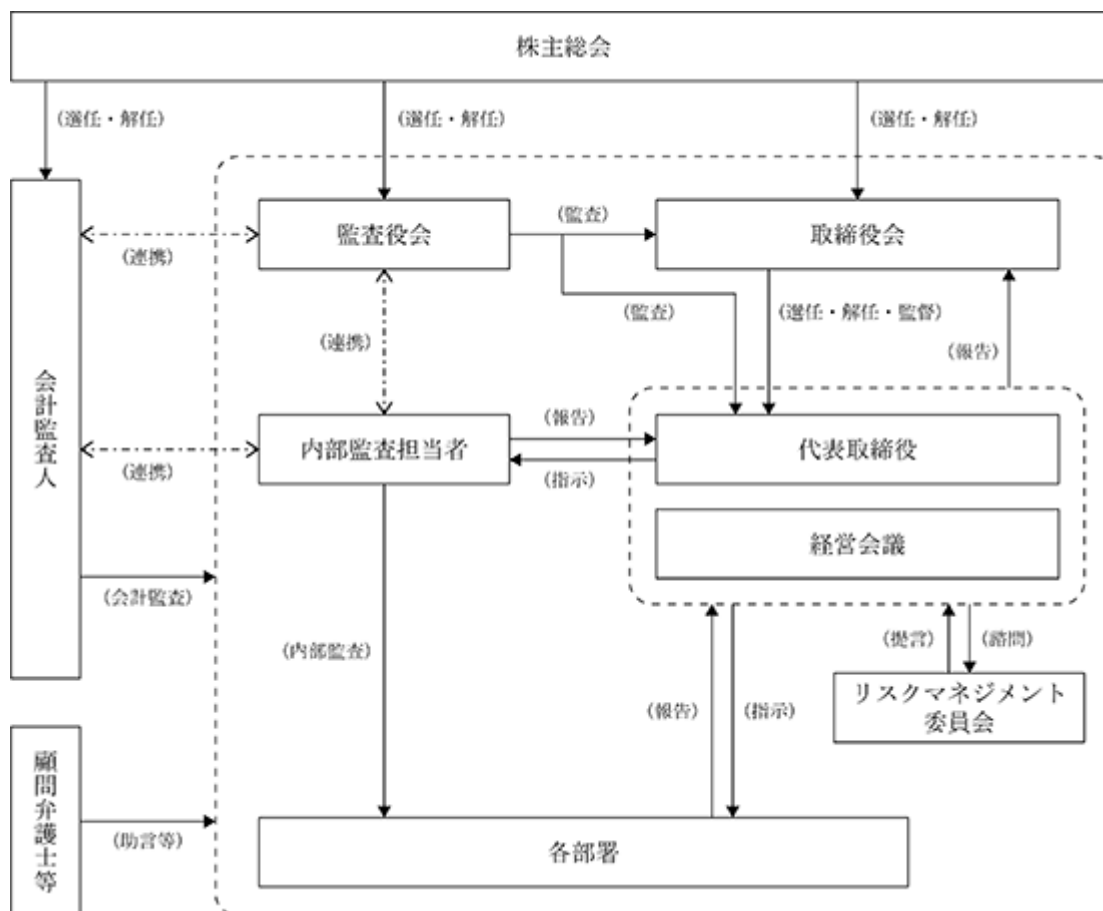
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備に当たり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築し、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役に、取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現すると共に組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制が可能となると判断し、当該体制を採用しております。

a 取締役会

取締役会は代表取締役CEO 近藤繁が議長を務め、森垣昭、兼子真人、松尾幸一郎の4名（うち松尾幸一郎1名は社外取締役）で構成されております。迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、法令及び定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、年度事業計画のほか、経営に関する重要事項の決定を行っております。また全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制を整えており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

b 監査役及び監査役会

監査役は常勤監査役 曾根正昭、非常勤監査役 廣瀬文慎及び大村由紀子の監査役3名（いずれも社外監査

役)で構成され、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制を整えております。

また、監査役は会計監査人並びに内部監査担当者と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c 会計監査人

EY新日本有限責任監査法人を選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役、内部監査部門と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

d 内部監査

代表取締役CEOの命を受けた内部監査担当者が内部監査実施計画書に基づき、各事業部門に対して内部監査を実施しており、当事業年度はコーポレート事業部コンプライアンスグループグループマネージャー 亀田昌洋が担当しております。なお、内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役CEOが別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

e 経営会議

経営会議は、代表取締役CEO 近藤繁が議長を務め、取締役 森垣昭及び兼子真人、執行役員 馬庭興平で構成され、常勤監査役 曾根正昭は任意により参加できるものとしております。原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議しております。

f リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、コーポレート事業部コンプライアンスグループグループマネージャー 亀田昌洋が議長を務め、代表取締役CEO 近藤繁、取締役 森垣昭及び兼子真人、執行役員 馬庭興平、常勤監査役 曾根正昭及びグループマネージャーで構成されております。原則として月1回開催しており、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策について協議し、代表取締役CEO並びに経営会議に提言を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めます。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。

ハ コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、「リスクマネジメント委員会」を設置して、各役職員に対するコンプライアンス教育、研修の継続的实施を通じて、全社的なコンプライアンスの推進にあたるものとする。

ニ 内部監査担当部門は、当社における各部門及び各拠点を対象に、当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換をし、効率的な内部監査を実施する。

ホ 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報規程を設け、適切に対応する。

- へ 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
 - ト コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、その他の重要な情報等については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に従い、文書または電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - ロ 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において年度及び、中期経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
 - ロ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
 - ハ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」その他の規程に基づき、取締役及び使用人の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
 - ニ 取締役会は、当社の財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的施策を各部署に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (d) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
 - ロ 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスクマネジメント委員長を中心とした「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
 - ハ リスクマネジメント委員会での状況のレビューや結果は、必要に応じて取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役に対して報告する。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任または兼任の使用人を置くこととする。
 - ロ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (f) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役または監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
 - ロ 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとする。
 - ハ 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (g) その他監査役が監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- イ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。

- ロ 監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要会議に出席する他、取締役との懇談、社内各部署への聴取及び意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。
- ハ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理をすることとする。

b リスク管理体制の整備の状況

(リスク管理及びコンプライアンス)

当社は、当社の事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を可能にすることを目的に、リスク管理規程を制定し、役員はリスクマネジメント推進に必要な措置を講じることとしております。

また、コンプライアンス体制を確立し、当社におけるコンプライアンスを徹底することを目的に、コンプライアンス規程を制定しております。組織的または個人的な不正行為等に関する相談・通報を適正に処理するための仕組み(ホットライン)を設けております。

(内部通報制度)

内部外部通報制度規程を制定し、外部通報窓口として当社が別途案内する弁護士、内部通報窓口としてコーポレート事業部内に通報窓口を設置しています。組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報の適正な処理の仕組みを整備することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図っております。

(情報管理)

当社は、情報セキュリティ基本方針及び情報システム管理規程を制定し、情報資産の安全性及び適切性の確保に努めております。情報システム管理の主管部門をシステム開発部と定めており、情報システム部門は情報システム管理業務並びにITに関するモニタリング及び監査を実施しております。

(個人情報保護)

当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を制定し、当社が業務上、取扱う個人情報の適正な保護・管理に努めております。

c 取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の遂行に当たり期待できる役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除できる旨を定款で定めております。

d 責任限定契約について

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が職務を執行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が規定する額としております。

e 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とすることを定款にて定めております。

f 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

g 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できることとした事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	近藤 繁	1978年 6月26日	2002年 4月 2006年 1月 2007年 6月 2010年 1月 2011年 4月 2012年 8月 2013年 2月	株式会社みずほ銀行 入行 イー・ステージ株式会社 入社 当社代表取締役CEO (現任) 株式会社アイケアパートナーズ東京 (現株式会社リビングプラットフォーム) 取締役 一般社団法人Hearth理事 株式会社KNAIN代表取締役 株式会社情報センター出版局取締役	2年 (注3)	普通株式 2,310,000
取締役	森垣 昭	1981年 7月13日	2005年 4月 2006年 2月 2009年11月 2012年 2月 2012年 8月 2015年 4月 2019年10月 2021年 6月	株式会社ガイアックス 入社 株式会社GT-Agency 取締役 株式会社ソーシャルグループウェア 取締役 株式会社テンエックスラボ 入社 G3株式会社 取締役 当社取締役COO テクノロジー事業部長 当社取締役 (現任)	2年 (注3)	普通株式 476,000
取締役	兼子 真人	1983年 3月26日	2006年 4月 2007年 5月 2011年11月 2017年 4月 2019年10月 2021年 6月	株式会社ケイビーエムジェイ (現:株式会社アピリッツ) 入社 株式会社IDGジャパン 株式会社エス・エム・エス 当社入社 当社執行役員 当社執行役員CS事業部長 当社取締役ソリューション事業部ゼネラルマネージャー (現任)	2年 (注4)	-
取締役	松尾 幸一郎	1973年 5月12日	1996年 4月 2005年 8月 2013年 4月 2015年 4月	住商情報システム株式会社 (現SCSK株式会社) 入社 アライドアーキテクツ株式会社 取締役 有限会社松システム取締役 (現任) 当社取締役 (現任)	2年 (注3)	普通株式 267,400
常勤監査役	曾根 正昭	1955年 3月18日	1977年 4月 2009年 4月 2012年 4月 2013年 4月 2014年 4月 2019年 7月	千代田火災海上保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 入社 同社執行役員甲信越本部部長 同社執行役員東北本部部長 同社常務執行役員東北本部部長 同社常勤監査役 当社監査役 (現任)	4年 (注5)	-
監査役	廣瀬 文慎	1977年 8月17日	2001年 4月 2005年 8月 2007年 5月 2010年 8月 2012年 4月 2017年 7月 2019年 5月 2019年 7月 2020年 7月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 日興コーディアル証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 入社 株式会社スタートトゥデイ (現株式会社ZOZO) 入社 内部監査室長 同社経営管理本部長 同社EC事業本部長 同社経営管理本部長 同社執行役員経営管理本部長 当社監査役 (現任) 株式会社ZOZO執行役員EC事業本部長 (現任)	4年 (注5)	-
監査役	大村 由紀子	1979年 1月15日	2003年 4月 2007年 9月 2014年 8月 2019年 4月 2020年 1月 2020年 5月	トヨタ自動車株式会社入社 長島・大野・常松法律事務所入所 金融庁出向 三浦法律事務所入所 (現任) 株式会社アシロ社外取締役 (現任) 当社監査役 (現任)	4年 (注5)	-

計	普通株式 3,053,400
---	-------------------

- (注) 1. 取締役松尾幸一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役曾根正昭、廣瀬文慎及び大村由紀子は、社外監査役であります。なお、大村由紀子氏の戸籍上の氏名は、湯山由紀子であります。
3. 取締役近藤繁、森垣昭及び松尾幸一郎の任期は、2020年8月14日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役兼子真人の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役曾根正昭、廣瀬文慎及び大村由紀子の任期は、2020年8月14日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 取締役松尾幸一郎の所有株式数は、有限会社松システムが保有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。取締役でない執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
コーポレート事業部ゼネラルマネージャー	馬庭 興平

社外役員の状況

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の松尾幸一郎氏は、長年にわたる豊富なシステム開発及び運用に係る知見や経営者としての経験を有しており、当社の経営に適切な助言を行っていただけることが期待できることから選任しております。同氏は当社の株式を所有しておりますが、この関係以外に同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の曾根正昭氏は、長年に亘る金融業界の経験と豊富な経営管理の知識を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づき、適切な助言と監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の廣瀬文慎氏は、長年にわたるインターネット業界における豊富な知見や管理部門に従事した経験を踏まえた財務及び内部統制等に係る知見を有しており、客観的かつ中立の立場で当社の監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の大村由紀子氏は、弁護士として、法律面での高度な専門的知識を有しており、当社の経営に対し、客観的かつ中立の立場で当社の監査を行っていただけることが期待できることから社外監査役に選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準・方針は定めておりませんが、その選任に際しては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、経歴や当社との関係を踏まえて一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できることを条件に、個別に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、独立した立場で取締役会に出席し、その有している見識等に基づき、議案等に対して適宜提言を行うことで、当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上を図っております。

社外監査役は、独立性及び中立の立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性及び中立性の向上に努めております。

社外監査役は内部監査担当者からの内部監査に関する報告を定期的に受けるほか、効率的・効果的に監査役監査を行うため、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換を含む綿密な協力関係を維持しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の合計3名で構成され、いずれも社外監査役であります。

原則として月1回開催される監査役会にて、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。監査役会は、監査方針及び監査計画（重点監査項目、監査対象、監査の方法、実施時期、その他必要事項）を立案し、監査役会において決議のうえ策定します。監査役の職務の分担は、監査役間での協議を踏まえ、監査役会の決議を経て決定します。監査役会は、決議された監査方針及び監査計画について、代表取締役CEOに説明しております。

監査役は、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対してその説明を求めています。

b 監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は毎月1回開催しており、必要に応じて随時開催しており、監査役はすべての監査役会に出席しております。監査役会における主な検討事項として、監査方針・監査計画、監査業務の分担、監査役の活動報告等があります。

また、常勤監査役は、重要な会議として、取締役会のほか経営会議及びリスクマネジメント委員会へ出席し、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信することにより情報共有に努めております。

内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社では、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役CEOが指名する内部監査担当者1名が年間の内部監査計画に基づき、所属する部署を除く全部門における業務監査を実施しております。また、内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役CEOが別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。

内部監査担当者は、定期監査について内部監査計画（監査方針、監査重点項目、被監査部門、監査内容、実施時期、監査担当者、その他必要事項）を立案し、代表取締役CEOの承認を受けております。この内部監査計画に基づき、定期監査の実施計画を策定し、被監査部門に通知し、実地監査もしくは書面監査またはこれらの併用により監査を実施しております。

監査結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役CEOに報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項の具体的な指摘及び勧告を行っております。後日、被監査部門から改善状況の報告を受け、改善状況を確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。

b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、内部監査担当者は監査の実効性を高めることを目的として、監査役及び会計監査人と相互連携を図り、内部監査の実施状況等について情報交換を行うため、定期的に会合を行うことにより三様監査の実効性を高めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 善方 正義
業務執行社員 羽柴 則央

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等5名、その他1名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模を持つこと、万全の監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、株式公開に係る監査実績等を踏まえたうえで総合的に評価し、当該監査法人を選定いたしました。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、コーポレート事業部経理・人事総務グループに会計監査人の監査業務について確認するほか、監査役会として会計監査人から直接監査業務について報告を受けております。監査役会は、会計監査人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価するとともに、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
16,500		21,000	3,000

当社における非監査業務の内容は、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレターの作成業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日程等を十分に勘案したうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるか、必要な検証を行ったうえで、監査品質を維持向上していくために合理的な水準にあると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア．当該方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動する報酬とすべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月15日開催の取締役会において決議し、2021年6月22日開催の取締役会で一部改定いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての新株予約権報酬により構成します。

基本報酬は月例の固定報酬とし、担当業務、会社業績及び他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、毎月現金で支払うものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び新株予約権報酬（ストック・オプション）とします。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、法令、社内規則又は譲渡制限付割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。同様の考え方に基つき、社外取締役に対しても、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬を設定します。なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与します。

新株予約権（ストック・オプション）を付与する場合、割当数については担当業務及び従業員等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定し、定時株主総会後に付与するものとします。

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合とします。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

エ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しており、2021年6月22日開催の第14回定時株主総会において、これとは別枠で譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）と決議しております。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。

オ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役CEO近藤繁が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。なお、非金銭報酬は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役CEOが最も適しているからであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	21,200	21,200	-	-	2
社外取締役	1,100	1,100	-	-	1
社外監査役	5,640	5,640	-	-	3

(注) 役員の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、随時最新の会計制度変更等の情報を入手しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	249,730	1,547,569
売掛金	55,175	103,014
仕掛品	7,545	1,718
前払費用	6,982	8,034
その他	5,207	5,932
貸倒引当金	1,976	2,228
流動資産合計	322,665	1,664,040
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	9,390	8,389
工具、器具及び備品（純額）	7,604	9,201
有形固定資産合計	16,994	17,591
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定		11,365
無形固定資産合計		11,365
投資その他の資産		
破産更生債権等	968	968
長期前払費用	752	
繰延税金資産		45,138
差入保証金	12,555	9,725
貸倒引当金	968	968
投資その他の資産合計	13,307	54,863
固定資産合計	30,301	83,820
資産合計	352,967	1,747,861
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	8,572	
未払金	641	1,281
未払費用	46,207	88,929
未払法人税等	3,827	46,181
未払消費税等	13,784	44,414
預り金	8,233	7,166
前受収益	3,399	7,549
流動負債合計	84,666	195,521
固定負債		
長期借入金	23,486	
固定負債合計	23,486	
負債合計	108,152	195,521

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	269,455	796,230
資本剰余金		
資本準備金	243,755	770,530
資本剰余金合計	243,755	770,530
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	268,395	14,421
利益剰余金合計	268,395	14,421
株主資本合計	244,815	1,552,339
純資産合計	244,815	1,552,339
負債純資産合計	352,967	1,747,861

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
売上高	413,671	1,024,249
売上原価	191,000	386,874
売上総利益	222,671	637,374
販売費及び一般管理費	243,911	385,722
営業利益又は営業損失()	21,240	251,652
営業外収益		
受取利息	1	7
業務受託料	100	229
その他	0	151
営業外収益合計	102	387
営業外費用		
支払利息	325	89
上場関連費用		10,470
株式交付費		2,288
その他		11
営業外費用合計	325	12,860
経常利益又は経常損失()	21,462	239,180
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	21,462	239,180
法人税、住民税及び事業税	290	30,344
法人税等調整額		45,138
法人税等合計	290	14,793
当期純利益又は当期純損失()	21,753	253,974

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	78,972	40.7	115,460	29.4
経費		115,161	59.3	276,952	70.6
当期総製造費用		194,134	100	392,412	100
期首仕掛品たな卸高		4,411		7,545	
合計		198,545		399,958	
期末仕掛品たな卸高		7,545		1,718	
他勘定振替高	2	-		11,365	
当期売上原価		191,000		386,874	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	78,313	199,202
地代家賃	10,620	11,154
通信費	20,294	61,380
減価償却費	3,391	4,035

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定		11,365

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	199,450	173,750	173,750	246,642	246,642	126,559	126,559
当期変動額							
新株の発行	70,004	70,004	70,004			140,009	140,009
当期純損失()				21,753	21,753	21,753	21,753
当期変動額合計	70,004	70,004	70,004	21,753	21,753	118,255	118,255
当期末残高	269,455	243,755	243,755	268,395	268,395	244,815	244,815

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	269,455	243,755	243,755	268,395	268,395	244,815	244,815
当期変動額							
新株の発行	526,775	526,775	526,775			1,053,550	1,053,550
当期純利益				253,974	253,974	253,974	253,974
当期変動額合計	526,775	526,775	526,775	253,974	253,974	1,307,524	1,307,524
当期末残高	796,230	770,530	770,530	14,421	14,421	1,552,339	1,552,339

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	21,462	239,180
減価償却費	5,133	6,035
敷金償却費	3,210	2,829
長期前払費用償却額	367	296
貸倒引当金の増減額(は減少)	951	252
受取利息	1	7
支払利息	325	89
売上債権の増減額(は増加)	24,930	47,839
たな卸資産の増減額(は増加)	3,133	5,826
未払金の増減額(は減少)	1,558	433
未払費用の増減額(は減少)	22,402	42,721
未払消費税等の増減額(は減少)	12,408	30,629
その他	5,157	15,642
小計	11,445	296,091
利息の受取額	1	7
利息の支払額	325	89
法人税等の支払額	290	291
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,059	295,717
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,745	6,425
有形固定資産の売却による収入	799	
無形固定資産の取得による支出		11,365
長期前払費用の取得による支出	990	
敷金の返還による収入	118	
その他		708
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,817	17,082
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	
長期借入金の返済による支出	7,755	32,058
株式の発行による収入	140,009	1,043,042
新株予約権の行使による株式の発行による収入		8,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	162,254	1,019,204
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	134,377	1,297,839
現金及び現金同等物の期首残高	115,353	249,730
現金及び現金同等物の期末残高	249,730	1,547,569

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)
-------------	------------------

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

45,138千円

(2) その他の情報

算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針により、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上の大宗を占めるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数であります。

翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定であるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数は見積りの不確実性があり、導入金融機関数及び企業会員数の変動に伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。ただし、当社においては、当事業年度の業績への影響は軽微であり、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識基準に関する会計基準」の適用により、翌会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されますが、利益剰余金の期首残高に変動はない見込みであります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物附属設備	2,240千円	3,241千円
工具、器具及び備品	7,664千円	12,699千円

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料手当	69,401千円	128,774千円
採用教育費	22,432千円	41,502千円
外注費	18,930千円	40,412千円
減価償却費	1,741千円	2,000千円
貸倒引当金繰入額	951千円	252千円

おおよその割合

販売費	29%	32%
一般管理費	71%	68%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,700			61,700
A種優先株式(株)	11,200			11,200
B種優先株式(株)	15,640			15,640
C種優先株式(株)		5,510		5,510
合計	88,540	5,510		94,050

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 5,510株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,700	7,714,980		7,776,680
A種優先株式(株)	11,200		11,200	
B種優先株式(株)	15,640		15,640	
C種優先株式(株)	5,510		5,510	
D種優先株式(株)		5,184	5,184	
合計	94,050	7,720,164	37,534	7,776,680

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加	371,300株
種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加	37,534株
株式分割による増加	6,867,846株
公募による新株の発行による増加	276,000株
オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加	162,300株

種類株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。また、種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)				

A種優先株式(株)		11,200	11,200	
B種優先株式(株)		15,640	15,640	
C種優先株式(株)		5,510	5,510	
D種優先株式(株)		5,184	5,184	
合計		37,534	37,534	

(変動事由の概要)

自己株式の増加は、2020年8月13日付で、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款の定める取得条項に基づき自己株式として取得したことによるものであります。また、自己株式の減少は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却したことによるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	249,730千円	1,547,569千円
現金及び現金同等物	249,730千円	1,547,569千円

(リース取引関係)

1．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、または銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従いリスク管理を行っていません。

営業債務である未払費用は1年以内に支払期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い定期的取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	249,730	249,730	-
(2) 売掛金	55,175	55,175	-
資産計	304,905	304,905	-
(1) 未払費用	46,207	46,207	-
(2) 長期借入金 ⁽¹⁾	32,058	31,886	171
負債計	78,265	78,094	171

(1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,547,569	1,547,569	-
(2) 売掛金	103,014	103,014	-
資産計	1,650,584	1,650,584	-
(1) 未払費用	88,929	88,929	-
負債計	88,929	88,929	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	249,730			
売掛金	55,175			
合計	304,905			

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,547,569			
売掛金	103,014			
合計	1,650,584			

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,572	8,004	6,982	6,000	2,500	
合計	8,572	8,004	6,982	6,000	2,500	

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第1回 - 2 新株予約権	第2回 - 2 新株予約権
決議年月日	2014年6月14日	2015年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5名	当社取締役 4名 当社株主 1名 当社従業員 3名 当社取引先 1名
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 210,000	普通株式 1,288,000
付与日	2014年6月30日	2015年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月1日～2024年6月30日	2017年5月1日～2025年4月30日

	第3回 - 1 新株予約権	第3回 - 2 新株予約権
決議年月日	2017年6月28日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1名 当社従業員 2名 当社取引先 1名	当社従業員 4名
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 84,000	普通株式 35,000
付与日	2017年6月30日	2017年12月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月1日～2027年5月31日	2020年1月1日～2027年12月31日

	第4回 - 1 新株予約権	第4回 - 2 新株予約権
決議年月日	2018年10月15日	2019年4月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6名	当社従業員 11名
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 46,900	普通株式 78,750
付与日	2018年10月31日	2019年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年11月1日～2028年10月31日	2021年5月1日～2029年4月30日

	第5回 - 1 新株予約権	第5回 - 2 新株予約権
決議年月日	2019年12月16日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 2名
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 18,970	普通株式 79,100
付与日	2019年12月24日	2020年2月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年12月17日～2029年12月16日	2022年3月1日～2030年2月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

ストックオプションの数

	第1回 - 2新株予約権	第2回 - 2新株予約権	第3回 - 1新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	56,000	385,000	49,000
権利確定			
権利行使	28,000	343,000	
失効			
未行使残	28,000	21,000	49,000

	第3回 - 2新株予約権	第4回 - 1新株予約権	第4回 - 2新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末		29,400	38,850
付与			
失効			
権利確定		29,400	
未確定残			38,850
権利確定後(株)			
前事業年度末	17,500		
権利確定		29,400	
権利行使			
失効			
未行使残	17,500	29,400	

	第5回 - 1 新株予約権	第5回 - 2 新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	18,970	79,100
付与		
失効	9,100	
権利確定		
未確定残	9,870	79,100
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 - 2 新株予約権	第2回 - 2 新株予約権
権利行使価格(円)	8	22
行使時平均株価(円)	5,600	6,406
付与日における公正な評価単価(円)		

	第3回 - 1 新株予約権	第3回 - 2 新株予約権
権利行使価格(円)	129	129
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

	第4回 - 1 新株予約権	第4回 - 2 新株予約権
権利行使価格(円)	211	211
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

	第5回 - 1 新株予約権	第5回 - 2 新株予約権
権利行使価格(円)	363	363
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションの付与時点において当社は未公開企業であったため、ストックオプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法等により算定した価格を用いております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	1,529,664千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	2,389,030千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	76,720千円	37,389千円
未払事業税	1,083 "	4,849 "
貸倒引当金	702 "	138 "
減価償却超過額	813 "	1,235 "
その他	2,446 "	3,876 "
繰延税金資産小計	81,766千円	47,489千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	76,720 "	- "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,045 "	2,351 "
評価性引当額小計 (注) 1	81,766千円	2,351千円
繰延税金資産合計	- 千円	45,138千円

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、繰越欠損金の減少等により評価性引当額が減少したためであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)		1,214	935		6,379	68,191	76,720
評価性引当額		1,214	935		6,379	68,191	76,720
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年3月31日)

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)						37,389	37,389
評価性引当額							
繰延税金資産						37,389	37,389(c)

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した理由は、税務上の繰越欠損金の控除見込年度において、控除見込額相当の一時差異等加算調整前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれることによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	- %	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.16%
住民税等均等割	-	0.40%
所得拡大促進税制による税額控除	-	2.75%
評価性引当額の増減	-	33.20%
その他	-	1.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	6.19%

(注) 前事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金等のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金等から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は5,660千円と見積もられ、当事業年度に帰属する3,164千円を当期の費用に計上しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金等のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金等から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は5,660千円と見積もられ、当事業年度に帰属する2,829千円を当期の費用に計上しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、ビジネスプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	Big Advance	FAI	ITサポート	合計
外部顧客への売上高	262,275	48,925	102,471	413,671

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	Big Advance	FAI	ITサポート	合計
外部顧客への売上高	876,244	32,601	115,403	1,024,249

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	近藤 繁			当社 代表取締役	(被所 有) 直接 36.2	債務被保証	借入金に対 する債務保 証(注)	32,058		

(注) 金融機関からの借入金に対して、当社代表取締役近藤繁より債務保証を受けております。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	52.33円	199.62円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	5.04円	41.20円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		37.65円

- (注) 1. 前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純損失()については、潜在株式は存在するものの、当社株式は前事業年度末において非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であったため、記載していません。
2. 当社は、2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益並びに1株当たり当期純損失()を算定しております。
3. 当社は、2020年12月18日付けで東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失()、並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	21,753	253,974
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	21,753	253,974
普通株式の期中平均株式数(株)	4,319,000	6,164,770
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		581,673
(うち、新株予約権(株))		581,673
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 新株予約権の数 3,389個(普通株式 673,820株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	244,815	1,552,339
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	470,810	
(うち優先株式払込金額)(千円)	(470,810)	()
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	225,995	1,552,339
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,319,000	7,776,680

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入及び新株の発行について)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年6月22日開催の第14回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議し、本株主総会において承認可決されました。また、2021年6月22日開催の取締役会において本制度の導入に伴う新株式の発行を行うことについて決議いたしました。

1. 発行の目的等

本制度は、当社の取締役(以下、「対象取締役」という。)及び執行役員に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、導入される制度です。

2. 導入の条件

本株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、承認されました。

3. 新株の発行の概要

(1) 払込期日	2021年7月21日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 1,800株
(3) 発行価額	1株につき 4,990円
(4) 発行価額の総額	8,982,000円
(5) 資本組入額	1株につき 2,495円
(6) 資本組入額の総額	4,491,000円
(7) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割当てる方法
(8) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(9) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数	当社取締役 4名 1,500株 当社執行役員 1名 300株
(10) 譲渡制限期間	2021年7月21日から2024年7月21日まで

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

2021年6月22日の取締役会において、2021年6月22日開催の第14回定時株主総会において承認されました、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値向上に資すること及び当社監査役の厳正なる監査への意欲を高めることを目的として、当社監査役及び従業員に対して新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 21,500株

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

新株予約権の割当対象者及び割当予定

当社監査役 1名 1,000株

当社従業員 29名 20,500株

新株予約権の割当日

2021年7月1日

新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値とする。

新株予約権の行使期間

2023年7月2日から2031年7月1日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当該新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) その他の条件については、第14回定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	11,631			11,631	3,241	1,000	8,389
工具、器具及び備品	15,268	6,632		21,901	12,699	5,035	9,201
有形固定資産計	26,899	6,632		33,532	15,940	6,035	17,591
無形固定資産							
ソフトウェア仮勘定		11,365		11,365			11,365
無形固定資産計		11,365		11,365			11,365
長期前払費用	752		752				

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加額(千円)	PCの購入	6,422
ソフトウェア仮勘定	増加額(千円)	Big Advanceの自社製作による取得	11,365

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	8,572			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	23,486			
合計	32,058			

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,944	1,666		1,413	3,196

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	1,547,569
計	1,547,569
合計	1,547,569

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社東京スター銀行	7,150
株式会社名古屋銀行	7,074
株式会社佐賀銀行	6,600
株式会社北陸銀行	4,607
株式会社京都銀行	4,560
その他	73,022
合計	103,014

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
55,175	1,165,469	1,117,630	103,014	91.5	24.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

仕掛品

品名	金額(千円)
Big Advanceに関連する仕掛品	262
ITサポートに関連する仕掛品	1,456

未払費用

相手先	金額(千円)
従業員給与	23,676
横浜信用金庫	11,513
Amazon Web Services, Inc.	7,239
従業員賞与	7,000
株式会社イードア	5,582
その他	33,916
合計	88,929

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)			696,911	1,024,249
税引前四半期(当期)純利益 (千円)			139,005	239,180
四半期(当期)純利益 (千円)			118,650	253,974
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			20.81	41.20

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)			11.21	17.85

- (注) 1. 当社は、2020年12月18日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。したがって、第1四半期及び第2四半期情報については、記載しておりません。
2. 当社は、2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.kokopelli-inc.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）2020年11月13日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2020年12月2日及び2020年12月10日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、2020年12月18日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第14期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

株式会社ココペリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ココペリの2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココペリの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、会社は、2021年3月31日現在、貸借対照表上、繰延税金資産を45,138千円計上している。このうち、税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額のとおり、税務上の繰越欠損金に対し繰延税金資産37,389千円を認識している。</p> <p>会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、主要な売上であるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数である。なお、会社は、当該重要な仮定及び新型コロナウイルス感染症による影響について、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 将来の売上高の予測に関する仮定の設定を含む、繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 事業計画策定プロセスの有効性の評価 経営者による事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績とを比較した。</p> <p>(3) 将来の課税所得の見積りの評価 経営者による将来の課税所得の見積りを評価するため以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> その基礎となる将来の事業計画の検討にあたっては、経営者によって承認された直近の計画との整合性を検討した。 新型コロナウイルス感染症の事業計画に与える影響について経営者に質問し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。 将来の事業計画に含まれる重要な仮定であるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数については、経営者に質問し、過去実績からの趨勢分析を実施した。 将来の事業計画に一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。